

平成27年3月 5日 開会

平成27年3月24日 閉会

(定例第3回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 62 号

平成 27 年第 3 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 27 年 3 月 2 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 27 年 3 月 5 日（木） 午前 10 時  
2 場 所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岩 井 美保子	岡 田 聡
西 山 富三郎	野 口 俊 明

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録

平成 27 年 3 月 5 日（木曜日）

---

### 議 事 日 程

平成 27 年 3 月 5 日 午前 10 時 開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明について
- 日程第 5 議案第 3 号 大山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 大山町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 大山町林業振興センター条例を廃止する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 大山町御来屋漁村センター条例を廃止する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 大山町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 大山町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 20	議案第 18 号	大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 21	議案第 19 号	大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
日程第 22	議案第 20 号	大山町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 23	議案第 21 号	大山町赤松辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 24	議案第 22 号	大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 25	議案第 23 号	大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 26	議案第 24 号	大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 27	議案第 25 号	公の施設の指定管理者の指定について (大山中の原スキー場)
日程第 28	議案第 26 号	公の施設の指定管理者の指定について (大山町大山スポーツ公園)
日程第 29	議案第 27 号	平成 27 年度大山町一般会計予算
日程第 30	議案第 28 号	平成 27 年度大山町土地取得特別会計予算
日程第 31	議案第 29 号	平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 32	議案第 30 号	平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
日程第 33	議案第 31 号	平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算
日程第 34	議案第 32 号	平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
日程第 35	議案第 33 号	平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計予算
日程第 36	議案第 34 号	平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第 37	議案第 35 号	平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 38	議案第 36 号	平成 27 年度大山町介護保険特別会計予算
日程第 39	議案第 37 号	平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 40	議案第 38 号	平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
日程第 41	議案第 39 号	平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計予算
日程第 42	議案第 40 号	平成 27 年度大山町温泉事業特別会計予算
日程第 43	議案第 41 号	平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
日程第 44	議案第 42 号	平成 27 年度大山町索道事業特別会計予算
日程第 45	議案第 43 号	平成 27 年度大山町水道事業会計予算
日程第 46	議案第 44 号	平成 26 年度大山町一般会計補正予算 (第 11 号)
日程第 47	議案第 45 号	平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 48	議案第 46 号	平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 49	議案第 47 号	平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第 50 議案第 48 号 平成26年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第4号)
- 日程第 51 議案第 49 号 平成 26 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 52 議案第 50 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 53 議案第 51 号 平成26年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第 54 議案第 52 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 55 議案第 53 号 平成 26 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 56 議案第 54 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 57 議案第 55 号 平成 26 年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 58 議案第 56 号 平成 26 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

---

**出席議員 (16 名)**

1 番 加 藤 紀 之	2 番 大 原 広 巳
3 番 大 杖 正 彦	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 圓 岡 伸 夫	6 番 米 本 隆 記
7 番 大 森 正 治	8 番 杉 谷 洋 一
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岩 井 美 保 子	14 番 岡 田 聡
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 野 口 俊 明

---

**欠席議員(なし)**

---

**欠員(なし)**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 提 嶋 護 大

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長	森田 増 範	教育長	山 根 浩
副町長	小 西 正 記		
教育次長兼学校教育課長			齋 藤 匠
総務課長	酒 嶋 宏	社会教育課長	手 島 千津夫
中山支所総合窓口課長	杉 本 美 鈴	幼児教育課長	林 原 幸 雄
大山支所総合窓口課長	門 脇 英 之	企画情報課長	戸 野 隆 弘
税務課長	野 間 一 成	(午前欠席 14時25分着席、15時33分退席)	
建設課長	野 坂 友 晴	水道課長	白 石 貴 和
農林水産課長	山 下 一 郎	農業委員会事務局	田 中 延 明
福祉介護課長	持 田 隆 昌	保健課長	後 藤 英 紀
観光商工課長	福 留 弘 明	会計管理者	岡 田 栄
観光商工課参事	齋 藤 淳	人権推進課長	松 田 博 明
地籍調査課長	野 口 尚 登	住民生活課長	森 田 典 子

午前 10 時 00 分 開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） おはようございます。会議が始まります前に住民の皆様へ一言御礼を申し上げます。

先月 20 日行いました議会基本条例調査特別委員会の住民の皆様には説明会を開いたわけではありますが、本当に熱心にご提言いただいたことを厚く御礼申し上げます。皆様のご意見を十分に生かしながら、この 3 月定例会でまとめあげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それにつきましてまた、私たちは議会会議規則、それから倫理条例等の改正等も視野に入れて頑張っておりますので、ご報告をしておきます。本当にありがとうございました。

ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、平成 27 年第 3 回大山町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告、施政方針の説明のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第 46、議案第 44 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）から、日程第 58、議案第 56 号 平成 26 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの補正予算関係の 13 議案については、本日質疑、討論、採決まで行いますので、よろしく願いいたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 野口 昌作君、10番 近藤 大介君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの20日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの20日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告について

○議長（野口 俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果及び定例監査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付しました請願文書表・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

12月定例会において可決された意見書は、12月22日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から、政務報告から報告第3号 長期継続契約締結の報告についてまで、計4件の報告の申出があります。これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 皆さんおはようございます。本日からの3月定例議会どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

そうしますと、平成27年3月定例議会における政務報告ということで12月の定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものにつきましてご報告を申し上げます。

まず、総務課関係であります。

区長会の開催につきましては、1月11日日曜日に区長会を開催いたしました。町内10ブロックの会長、また中山・名和・大山の各地区会長を決定していただき、さらに区長会長に中山地区の秋田雅男さんを互選いただいたところであります。

そして自主防災組織による地域ぐるみの取組の強化についてや、まちづくり地区活動などの取組み、こうしたことを中心に説明をさせていただき、ご理解とご協力をお願いいたしましたところであります。

次に企画情報課関係であります。

企業進出に係る「調印式」の実施ということについてであります。東京に本社を置く民間企業2社が大山町に進出することになり、去る2月23日に、保健福祉センターなわで、「合同協定調印式」をおこなったところであります。

1社は、映像制作会社株式会社アマゾンラテルナで大山チャンネルの取材編集に係る業務を受託をし、民間のノウハウを活かして番組の作成をおこないます。さらに、映像人材の育成や、大山町の情報の全国発信等へ、段階的に取り組んでいただくことも計画しておられるところであり、進出時期は、この4月を予定いたしているところであります。

そしてもう1社は、ヘルスケアサービス事業者、株式会社カーブスジャパンでありまして、フィットネス事業の運営を行うとともに、町と連携をして住民の運動意識向上につながる啓発活動を、また鳥取大学との共同研究による事業効果の検証をおこない、住民の健康増進と医療費削減をめざしていただくところであります。進出の時期は、27年今年の秋を予定いたしているところであります。

次に、住民生活課関係であります。

焼却施設修繕工事につきまして名和クリーンセンター焼却設備等修繕工事、これを内海プラント株式会社が請負、施工中であります。

次に、人権推進課関係であります。

1点目に、大山町みんなの人権セミナーについてであります。町民及び町内事業所勤務者を対象に7回セミナーを開催をし、実施して延べ参加者数は360人ほどとなりました。

2点目に、人権・同和教育研究大会についてであります。

12月14日に開催し、作家の落合恵子さんにご講演をいただき「人権とは誰の足も踏まないこと。誰にも足を踏ませないこと。足とは、その人の存在。」そういったことなどわかりやすく心に響く多くの話しをいただいたところであります。

3点目に、人権・同和問題小地域懇談会の実施についてであります。

小地域懇談会は大山町に住むすべての人の人権が尊重されるまちづくりを目指して毎年行っているところをごさいます。今年度は「ご近所にいてほしい人はこんな人」これをテーマに、お互いを大切にし、誰もが安心して生活できる住みよいまちづくりへつなげること、これをねらいとして実施をいたしました。167集落のうち157集



落で実施し、1,075人の参加をいただいたところでもあります。

4点目に、男女共同参画講座についてであります。

1月31日に男女共同参画推進の一環として兵庫県播磨町長の清水ひろ子さんをお招きし、ご講演をいただきました。「男女がいるのが当然。いないのが不自然。いろいろな人がいろいろな場に存在することが大切」など今後の男女共同参画を推進していくうえで参考になる貴重なお話をいただいたところでもあります。

次に、福祉介護課関係であります。

小地域保健福祉活動の推進についてであります。助け合いや支え合いによる、健康で生きがいのある地域づくりの実現に向け、「小地域保健福祉活動支援事業」を推進しております。去る2月8日日曜日に、各集落の保健推進員さんと福祉推進員さんの合同研修会を開催いたしました。研修会には民生児童委員も加えた約200人の委員さんが出席をされ、兵庫県のボランティア組織「motto(もっと)ひょうご」の事務局長、栗木 剛さんの講演と、この事業説明を行い、地域での支え合いの大切さと、事業についてのご理解を深めていただいたところでもあります。今後は、集落での見守り活動の推進や、組織づくりにも支援を行ってまいりたいと存じます。

続いて保健課関係であります。

全国健康保険協会との協定締結についてであります。2月17日全国健康保険協会鳥取支部と「大山町民の健康づくり事業に関する包括連携協定」、これを締結いたしました。町内の協会けんぽと大山町国民健康保険の加入者をあわせると町民の約6割をカバーすることになります。

この協定により、医療費データや健診データなどの結果を共有することが可能となり、町だけで行っていました場合に比べ、より幅広くかつ精度の高い町民の健康状況の分析や課題の把握ができるようになります。

また、お互いの啓発や保健事業のノウハウを取り入れ、連携した情報発信などにより、各種健診受診率の向上対策や町の地域特性に合わせた生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取り組みなど、町民の健康づくり事業を効果的に実施してまいりたいと存じます。

次に農林水産課関係であります。

1点目に地域おこし協力隊員の募集の状況についてであります。大山町アグリマイスターの下での研修を経て、地域特産品であります梨、ブロッコリー、ネギの栽培に組み、地域の担い手として就農を目指し活動をしていただける隊員を募集いたしました。現在、4名を採用することとしており4月からは基礎研修を行い、7月からはマイスターの下で、本格的な研修を開始することとしております。また、アグリマイスター協議会では1月20日に研修生の受け入れにかかる事前研修会を開催し、準備を進めていただいているところでもあります。

2 点目に多面的機能支払交付金事業の取組についてであります。

昨年 12 月 25 日を本年度の新規取組申請期限として、参加集落の拡大に取組み、結果として農地維持活動に新規 19 組織を含めて 65 の組織となり、また共同活動に新規が 9 組織で 55 組織となりそして施設の長寿命化活動には新規で 6 組織で合わせて 61 組織が取組んでいただくこととなりました。これにより町内農地の水田で約 70%、畑では約 13%の取組みになりました。

今後は畑地帯での取組を更に推進をし、本事業を活用した農業施設の維持管理や長寿命化等、地域活動を支援してまいりたいと存じます。

3 点目に耕畜連携事業推進についてであります。

これは 3 月 23 日にということでこれからのことでもありますけれども、身近でありますので、述べさせていただきます。今月 3 月 23 日に耕畜連携事業の式典を開催いたします。堆肥散布関係の機械 3 台を揃え、本格的に町内産の堆肥を野菜等生産者の皆さんへ供給する体制がスタートいたします。既に名和畜産センターにおきまして完熟堆肥は出来上がっていきところでございます。多くの生産者にご利用いただき、良質堆肥による土づくりをとおして、大山ブランドの特産品生産にこれを推進してまいりたいと存じます。

なお、販売価格でありますけれども 2 トンを散布まで行って税別で 9,300 円、圃場渡しで 2 トン税別で 6,500 円、これを農協さんの方で注文取りまとめをお世話になることになっているところであります。

続きまして観光商工課関係であります。

1 点目にスキー場の営業状況についてであります。

5 年目となりましたがいせんホワイトリゾートは、安定した積雪に恵まれているものの、正月の高速道路閉鎖や 2 月の大風による運休の影響で、前年に比べ若干の入り込み客数減となっております。残された期間、積極的な PR、これを展開し昨年度実績に近づけるよう協力してまいりたいと存じます。

2 点目に山陰道開通後の道の駅の状況であります。

道の駅大山めぐみの里の状況についてであります。一昨年 12 月に山陰道町内区間が開通をし、国道 9 号線の交通量の三分の二が山陰道に移行し、道の駅の利用者激減が心配されていたところがございます。開通後から 1 年経過をした状況では、物販部門では売上げが 12%の減、食堂は利用人員が 14%の減ではありますが、売上げは 1%の増となっております。これは数多くの看板設置あるいは固定客の確保、あるいはイベント実施等関係者の皆さんのご努力によるものと認識をいたしております。今後も「魅力ある道の駅づくり」へ公社と連携を強めて参りたいと存じます。

次に地籍調査課関係であります。

大山町中山、大山地区地籍調査事業についてであります。まず中山地区につきまして

は、新規地区として、樋口、八重、束積、石井垣、退休寺、高橋及び下甲の各一部の現地調査を終わり、田中及び御崎の各一部は法務局登記済みとなりました。また田中、潮音寺、栄田、石井垣、樋口及び赤坂の各一部は県に認証請求中であります。

次に大山地区についてであります。新規地区として、大山の一部の現地調査を終わり、妻木、長田、及び富岡の各一部と大山の一部は法務局へ成果を送付し登記中であります。

次きまして建設課関係であります。

1 点目に社会資本整備総合交付金事業についてであります。道路改良工事は 2 件が完了し、6 件を現在請負施工中であります。委託業務は、2 件を業務実施中であります。

次に 2 点目に町単独工事についてであります。町の単独工事は 2 件が完了し、現在 6 件、これを請負施工中であります。3 点目に小規模急傾斜地崩壊対策事業についてであります。現在、東谷地区におきまして 1 件を請負施工中であります。

次に、大山町地方創生本部事務局関係であります。

1 点目に本部の設置につきまして、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町でも取り組み強化のため町長を本部長とした大山町地方創生本部を 1 月 20 日付けで設置をし、大山町総合戦略の策定に向けた体制を整えたところであります。

2 点目に地方創生に係る交付金事業についてであります。

国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業への取り組み状況であります。プレミアム付き商品券及び低所得者向け商品券につきましては、合併 10 周年の記念日であります 3 月 28 日発行を目指し、大山町商工会と協力して準備を進めているところであります。

地方創生先行型事業につきましては、現在事業内容の精査を行いつつ、国との協議を行っているところであります。協議が整い次第本議会中にも追加の提案をさせていただきたく考えているところであります。

次に社会教育課関係であります。

1 点目に大山町の成人式についてであります。

平成 27 年「大山町成人式」これを 1 月 3 日に開催いたしました。平成 6 年 4 月 2 日から平成 27 年 4 月 1 日に生まれた 188 名の対象者のうち 154 名の出席を得て、来賓の皆様とともに新成人の門出をお祝いいたしましたところであります。

今年も 10 名の成人式実行委員が中心となって式典後の交流会等を運営し、新成人の「二十歳の抱負」や抽選会、また、中学校時代の恩師からの「励ましの言葉」をいただき、思い出に残る楽しいひと時を過ごしていただいたところであります。

2 点目に、嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてであります。

1 月 27 日から 3 泊 4 日の日程で、男女 8 名ずつ、計 16 名の児童と引率者 4 名が来町されました。町内小学校で 6 年生児童の家庭に宿泊受け入れのご協力をいただきながら、町内での酪農体験及び名和小学校での交流や、嘉手納町の子ども達にとっては生まれて初めてとなるスキー体験などおして、大山町の魅力をいっぱい感ずる交流会など実施

することができました。

3点目に、第10回生涯学習大会並びに第8回本のあるまちづくり大会についてであります。

2月1日、福祉センターなかやま、生活想像館、図書館を会場に開催をし、約700人の方に参加をいただきました。午前中は、「百人一首大会」と「峰地光重にまつわる講演会」、午後からは読書をテーマに、小説家あさのあつこさんの講演を行い、子どもから大人まで楽しく学びました。

また、昼食として恒例となったじげの味の学校給食は、今年も大変好評をいただいたところであります。

最後に徴収金関係であります。

未収金の収納に向けて26年度も各課が、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。各課の徴収実績につきましては、それぞれ記しておりますので、目を通していただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上で政務報告を終わります。

続きまして報告第1号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告につきまして説明を申し上げます。

これは議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告をするものでございます。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布しております報告書のとおりでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして報告第2号、本案は議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について第5項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

改正をいたしました条例、改正の内容につきましてお手元に配布いたしております報告書のとおりでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして報告第3号 長期継続契約締結の報告についてでございます。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会に報告するものでございます。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布いたしております「長期継続契約締結報告書」のとおりでございます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第 4 施政方針の説明について

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、施政方針の説明についてを議題にします。平成 27 年度大山町の施政方針について説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは、平成 27 年大山町議会 3 月定例議会開会に当たりまして、平成 27 年度の町政の運営に対する所信を申し上げ、議会議員各位をはじめ、広く町民のみなさまにご理解とご協力をお願いする次第であります。

昨年は 4 月に消費税の値上げが行われ、国内経済に多大な影響が生じました。また、人口減少の問題や地方創生について大きく取り上げられた年でもありました。

消費税 10%への引き上げ時期の延期を発端として実施されました昨年 12 月の衆議院議員総選挙は、自民党が勝利をし、引き続き安倍首相が政権運営をされることとなりました。現在、アベノミクスの継続と人口減少社会に対応すべく「まち、ひと、しごと創生関連法」の推進が図られ、地方創生への諸施策が示されているところであります。

本町におきましても現在町民参画により進めております総合計画「未来づくり 10 年プラン」の策定に合わせ、我が町の特徴・個性を生かした地方創生、大山町版総合戦略を策定し実践につなげてまいります。

また、本年 3 月 28 日は新しい大山町誕生の 10 周年目となります。これを記念して、3 月 28 日当日から町内の地域経済活性化へ消費喚起として特典付のプレミアム商品券の販売を行う予定としています。ご利用よろしく願いいたします。

これまで 10 年間取り組んできたことを土台とし、さらなる未来へ、次世代につなぐ町づくりを進めます。「大山の恵み」という日本海から国立公園大山まで有する豊富な資源、自然・産業・歴史・文化・食・そして人財等を活かし、町民・民間力、行政が一体となり次世代につなぐ町づくり。産業振興・子育て・教育・福祉・定住等への支援、そして充実により地域の活性化を図ります。町民が安全で安心して暮らせる、そして元気でにぎわいのある、若者が住みつづけたい魅力ある・誇れる大山町をめざしてまいります。そのための行動目標に「アクション・チャレンジ大山町」これがかかげ、その最重点テーマに四本の柱を定めて推進してまいります。

1 点目は「少子化・定住対策アクション」であります。人口減少を緩やかにするため結婚から妊娠・出産・子育て・教育へ切れ目のない支援体制の構築をめざし「大山町子育て総合支援センター」これは現在仮称でありますけれど、これを設置してまいります。そして、妊娠から出産・乳幼児期の子育て相談・支援等、ワンストップで多様なサービス提供できる機能を持たせることにより「安心して生み、育てやすい大山町」これを進めてまいります。また、定住促進へ「移住交流サテライトセンター」これを核とし、空き家対策を集落の皆さんのご協力・連携により推進してまいります。

2 点目は産業アクションであります。本町の基幹産業である農林水産業の振興に努めてまいります。特に農業生産の基本は「土づくり」にあります。今春スタートする耕畜連携、名和にある堆肥センターの良質堆肥を活用した、大山町農産品のブランド化を生産者・関係機関と連携し推進すると共に、アグリマイスター制度や親元就農事業、人・農地プラン事業等を活用し、担い手育成・集落営農を進めてまいります。

また、体験型・滞在型・交流型の観光交流ビジネス化へ「地域おこし協力隊」を観光コーディネーターとして、活動を活発化させながら、民間力を活かし大山ツーリズムの商品化をさらに進めてまいりたいと存じます。また、大山寺創建 1300 年への取り組みを関係機関と連携し推進してまいります。

3 点目は健康対策アクションであります。現在、本町は県内で高い医療費負担となっております。1 人当りの国民健康保険税は県内 19 市町村中、上から 2 番目という高位にあり、今こそ全町民あげて健康づくりへ意識向上と行動につなげていかなければなりません。4 月からは役場の保健課、これを健康対策課へ名称変更し、全町民健康づくり運動と医療費低減への取り組みを推進すると共に、関係団体や民間事業者、鳥取大学との連携により健康対策を強化したいと存じます。

4 点目は、町民参画アクションであります。自らの地域は自らで考え、つくり、次の世代につなげていく。これまで取り組んできました集落・地域・各団体、そして地域自主組織による地域の元気や子育て・支え合い・助け合い活動をさらに進めると共に、大山未来会議による「未来づくり 10 年プラン素案」策定と、会合を重ね行ってきた社会実験事業の展開や住民・民間・行政一体となった大山町版地方創生への取り組みを進めて参ります。

そして、4 月 1 日から改正地方教育行政法が施行されますが、本町におきましては暫定措置を適用し、教育委員会と今後一層連携を強めてまいりたいと存じます。

平成 27 年度からは合併算定替えの終了により地方交付税の逡減が始まります。今年の 1 月には新たな地方交付税の算定方法が示されましたが、収入となる地方交付税の減少は避けられないところであります。

一方、老朽化しつつある施設の修繕、長寿命化や医療費、扶助費の自然増は避けられないところであり、引き続き簡素で効率的・効果的な行政システムを構築するため、徹底した行財政改革を行い持続可能な財政への取り組み、これを進めたいと考えています。

さて、平成 27 年度当初予算案の規模は、一般会計 109 億 3,000 万円、特別会計 65 億 6,247 万 4,000 円、企業会計 4 億 3,744 万 2,000 円、前年度と比較いたしますと、一般会計は 9 億 9,000 万円、10.0%の増となっております

平成 27 年度の当初予算につきましては、防災無線のデジタル化に係る工事費約 5 億 1,800 万円、また制度改正による多面的機能支払交付金事業、農林事業であります、などの事業費の増加、保育所建設に係る過疎債元金の償還開始などにより、当初の予算

額が増加をし、合併後 2 番目の予算額となっておりますが、限られた予算の中でこれまでの事業の継続性と地方創生を目指した事業の取り組み、これを勘案し当初予算を編成したところであります。

それでは、各分野における施策の概要とその推進に当たっての指針につきましてご説明をいたします。

まず社会基盤・生活環境についてであります。

安全・安心して暮らせるまちづくりのため、町道整備では国の交付金制度などを活用して、町道退休寺線、山村文珠領線、前谷木料線など 8 路線の改良を進め、新たに町道人権交流センター線など 2 路線を、さらに夕陽の丘神田エリアのアクセス道路として、町道夕陽の丘神田線など 2 路線の整備に着手し道路利用者の利便性向上を図ってまいります。

橋梁関係では、町道滝坂線大山橋、坊領向原線坊領東橋の整備を進め、橋梁の長寿命化を図るため、定期点検を継続し、町道羽田井樋口線新田橋など 2 橋の整備を進めてまいります。

また、集落内道路の維持補修に対しましては、機械借り上げ料・補修用材料費を支給し、住みよいまちづくりに努めてまいります。

住宅施策ではナスパルタウンの分譲地販売促進に努めると共に、移住定住サポートセンターとサテライトセンターの連携を強化し、空き家バンクの充実と活用を進め、定住人口増と若者定住へつなげてまいります。

さらに、26 年度に整備をいたします「田舎暮らし入門住宅」これを移住者の定住と交流の施設として積極的に活用しながら、「交流・滞在による大山町魅力発信事業」を進めたいと考えております。

公共交通対策では、町内どこの集落に住んでいても利用できる利便性の高い公共交通として「デマンドバス事業」大山スマイル号の取り組みを進めておりまして、今後も改善を図りながら利用の促進を図ってまいります。

防災対策では、地震や台風などの災害から、住民の生命、財産を守るため、総合防災訓練を行い、防災意識の高揚を図ると共に、災害時の自助・共助を進めるため自主防災組織のさらなる育成強化に努めてまいります。また防災体制の一層の整備を図るため、本年防災無線のデジタル化に取り組んでまいります。

また、台風などの集中豪雨による土砂災害防止のため、小規模急傾斜地崩壊対策事業、これを進めてまいります。

環境衛生対策では、環境に配慮しながらゴミ処理経費を抑えるため、ごみの減量化・再資源化に取り組み、適切な分別の周知徹底、適正なごみの排出の啓発に努め、住民の皆さんにごみに関する情報を提供して、発生抑制・再使用・再生利用等の取り組みを進めてまいります。

上下水道事業は 24 時間止めることのできないインフラでありまして、地域の環境を維持していくうえでも重要な施設であります。

上水道事業は施設の維持管理により「安全で安定した水の供給」を目指し、下水道事業は施設の長寿命化へ取り組んでまいります。

次に産業・雇用についてであります。農業をとりまく情勢は、農業後継者の不足、農業従事者の高齢化、農畜産物価格の低迷など多くの課題を抱え、大変厳しい環境にあります。

また、国内的には TPP の対応、農協改革など農業を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。このような大変革の農政への対応につきまして関係機関と連携をしながら取り組みを進めてまいります。

主な取り組みといたしては、担い手の育成・確保と農業所得の向上へ、農畜特産物の育成・強化、農業や農村が持つ多面的機能を維持・発揮させるための集落活動支援、水田フル活用の推進、耕畜連携事業の推進による土づくり、また有害鳥獣対策の推進、そして耕作放棄地の再生など取り組みを進めてまいります。

平成 27 年度の新たな取り組みや、拡充を図る事業といたしましては、地域おこし協力隊を採用し、アグリマイスターの指導のもと、3 年後には大山町で就農し定住につながる事業の実施、また、昨年度から新たに取り組み始めた多面的機能支払交付金事業を、畑地帯の集落でも取組まれるよう推進し、農地はもとより農道・水路等の生産基盤の保全・向上活動を支援して、農家負担の軽減を図ってまいりたいと存じます。

農地の基盤整備につきましては、農業競争力強化基盤整備事業等の実施により、大山山麓畑かん施設の幹線・支線水路工事に継続して取り組むとともに、しっかり守る農林基盤交付金事業、耕作放棄地再生事業等を推進してまいります。

畜産振興では、酪農・和牛の資質向上対策を継続すると共に、口蹄疫・鳥インフルエンザ等の予防に努めるなど、環境改善、安定生産と農業所得の向上を図ります。

年々増加するイノシシやシカの被害など有害鳥獣駆除の対策として国事業の活用や狩猟者の増加を図る等の事業に取り組み、有害鳥獣の駆除を進めてまいりたいと存じます。

林業振興では、森林の多面的機能の持続的保全を確保するため、ナラ枯れ被害対策や竹林整備、間伐促進に取り組み、循環型森林資源活用計画の具現化に努めてまいります。

水産振興では、漁業資源の継続的な確保を図るため、サザエ・アワビ種苗放流事業への助成を継続いたしますが、昨年、赤潮被害により大きな影響を受けた中山地区に対しては、磯場資源緊急回復事業に取り組んでまいります。

また漁業後継者の育成を図るとともに、町内 3 漁港の施設の維持管理や漁港区内の漂流物の処理を行い、漁業者の安全確保や利便性の向上に努めてまいります。

商工振興につきましては、県との協働により工業団地等への優良企業の誘致に積極的に取り組み、雇用の創出と若者の定住に努め、地域産業の活性化を図ります。また、地方



創生策の一つとしてIT産業、コンテンツ産業分野の立地促進にも取り組んでまいります。

観光面では、大山観光局や大山町商工会の連携と共に「地域おこし協力隊」を採用し観光交流のビジネス化を更に推進してまいります。大山ツーリズム協議会や大山グルメ食道プロジェクト、またジャパンエコトラックなどの取り組みをとおして、体験型、交流型、滞在型の新しい旅の形を商品化をし、本町の農林水産業との連携を図ることで町内産業の更なる活性化を図ってまいります。

また、農産品の高付加価値化や観光交流産業の活性化へ向けて、大山恵みの里づくり事業を進めております。

道の駅「大山恵みの里」や「農産物処理加工施設」を活用して、地産地消の普及・定着化や生産物の流通販売システム構築による農業者の所得向上、これを図っておりました、引き続き商工会、あるいは恵みの里会など関係機関との連携を図りながら、事業成果を検証し、商品の磨き上げや販路開拓、販売促進、新商品の開発を推進をして、地域産業の活性化に努めてまいりたいと存じます。

次に保健・医療・福祉・介護についてであります。

まず、高齢になっても健康で生き生きと生活できる、健康寿命を延ばすことが重要であります。これには、健康づくりを継続して実践することが基本であり、全町民への取り組みが平成27年度の重要課題であると考えております。

健康づくりの柱は食、運動、健診であります。民間企業や団体、鳥取大学及び行政の産学官による連携の体制を構築し、全町民の健康づくり推進運動として町民の皆様への情報発信・啓発活動を強めるとともに、食、運動、健診等の関係事業を積極的に取り組む所存であります。

そして子育て支援関係では、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援をワンストップで行なえるようこれから予定しております健康対策課内に「大山町子育て総合支援センター」、これは現在仮称でありますけれども、これを置くことといたしております。これにより、これまで手薄であった妊娠されてから出産までの町との関わりを厚くし、さらに出産、子育てに不安や悩みをお持ちの方に対して相談しやすい環境をつくるなど安心して産み、育てることができるサポート体制を充実させてまいります。

また不妊治療助成、人工受精費助成、不育治療費助成これを継続してまいります。

診療所につきましては、地域医療や健康維持を担う施設として、名和、大山、大山口診療所それぞれ安定した運営が図られるよう取り組んでまいります。

地域福祉では、「大山町地域福祉計画」に基づき、福祉サービスの充実や適切な利用、住民参加の促進を図り、元気で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

町の保健推進員と社会福祉協議会の福祉推進員、これの連携により地域の高齢者への保健事業や介護予防活動、支え合い活動等に自主的に取り組んでいただくため創設した

「小地域保健福祉活動支援事業」この制度を一部変更し、そして継続を実施して、集落における活動を支援してまいりたいと存じます。

高齢者福祉では、「大山町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れたところで健康で生き生きと暮らすことができるよう、介護予防事業、生きがい活動支援事業、配食サービス事業、交通手段を持たない高齢者等を対象としたタクシー助成制度及び外出支援サービス事業を継続してまいります。

また、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援をするため講演会や家族介護教室などを開催して、地域で支える安心して暮せる町づくりを目指してまいります。

健康づくり・介護予防対策のために、3B体操・転倒予防・水中運動・水中ウォーキングなどの介護予防事業に取り組んできており、今後も関係機関や民間力、そして地域の皆様と連携をとりながら進めてまいります。

障がい者福祉では、障がいのある人の自立と社会参加を促進し、よりよい日常生活や社会生活を送っていただくことが出来るよう障害者自立支援給付事業、補装具や日常生活用具の給付事業等のほか、単町事業として医療費助成、住宅改良助成などの実施により生活の質の向上に努めてまいります。

○議長（野口 俊明君） ただいま町長の施政方針の説明中ではありますが、ここで暫時休憩したいと思っております。再開は11時15分といたします。休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。休憩前に引き続き町長の施政方針の説明をお願いいたします。

○町長（森田 増範君） 町長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 引き続きまして教育・子育て・人権・文化・スポーツについてであります。

教育行政については、国の教育委員会制度改革が進められ、教育長の任命、総合教育会議の開催、大綱の策定など、地方教育行政における首長の責任が明確になりました。一方で、執行機関としての教育委員会の位置づけはこれまで通りであり、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、教育行政への多様な民意の反映といった教育委員会の役割は維持されることになりました。

大山町では、これまでも首長と教育委員会が一定の独立性を保ちつつ、互いに連携しながら教育行政を進めておりまして、今後も一層連携を強めながら、保育所運営を含む就学前教育、学校教育、人権教育、社会教育の充実に取り組んでまいります。

就学前教育は、3地区の拠点保育所の整備が完了し、町民の皆さんの期待に応える保

育・子育ての充実につなげてまいります。

少子化対策の視点からも、「出会いから結婚、出産、子育てへの切れ目のない支援」が求められている今日、本町としても企画情報課、保健課、幼児教育課の3課をまたがるワーキンググループを作り、調査研究を進めてきたところであります。また、子ども子育て支援新制度に基づき、保健、医療等も含めた「大山町子ども・子育て支援計画」の策定も進めています。これらの研究成果や計画を平成27年度からの施策に生かし、よりきめ細やかな子育て支援策を進めてまいります。

また、子どもたちの学習意欲、探究心、そして集中力を高めるため、読書活動は大変重要なものと考えています。ブックスタートからブックサード事業を実施し、就学前までの子どもやその保護者に読書活動を進めており、中学校までの間での読書習慣の定着を目指してまいります。

さらに、正しい食習慣を身に着けることも、子どもたちの一生にとって大切なことでもあります。26年度に策定した「第2次大山町食育推進計画」を基に、バランスのとれた食事や味覚を育てることの大切さ、町内の食材を活用した食事の楽しさ、食育を通じて子どもたちの自立をも育むキッズキッチン取組も進め、子どもたちの健全な心身の発達を図りたいと考えています。

子育て支援では、子育て支援センターを拠点として、育児学級やすくすく広場等の各種事業を関係機関と連携し推進し、放課後児童クラブの実施、ファミリーサポート事業や子育てサークルの育成支援、病後児保育など、町民みんなで子育てを支援する体制づくり、これを進めてまいります。

学校教育では、自ら学び自ら考える「生きる力の育成」これを教育目標として、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、ふるさと大山を愛する子どもの育成、これを重点目標に掲げ、豊かな地域資源を活用した総合学習などを通して、郷土や地域社会に密着した学校教育を推進してまいります。

学校給食につきましては、地産地消を進めるため米飯給食をはじめ町内産の食材を使った献立を積極的に取り入れ、併せて食育についても推進してまいります。

本町の特色である国際交流・国内交流の取り組みでは、アメリカテメキュラ市、韓国江原道襄陽郡との中学生による訪問交流により国際化に対応できる人材の育成を図ると共に、小学生による沖縄県嘉手納町との交流を継続・充実してまいります。

さらに児童生徒の学力の向上や体力の増進、心の育成を円滑に進めるためには、保育所・小学校・中学校、これが一貫をした教育活動を進めることが効果的です。幼児教育課と学校教育課の統合を契機に、保・小連携を一層推進しながら学力向上、学校教育の充実に努めてまいります。

社会教育では、町民の主体的な学習や実践を支援する取り組みを進めるとともに、子ども会や女性団体、青年団などの地域団体やPTAなどの社会教育関係団体の活動を支援

し、「生涯学習のまちづくり」これを目指してまいります。

今日、公民館は「大山学」講座やパソコン講座、通学合宿など住民の皆さんの要望を反映したさまざまな講座の提供などを行い、地域の社会教育の拠点として役割を果たしてきました。一方で、本町では旧小学校区単位で地域自主組織の立ち上げが進み、地域住民による自主的なまちづくりが進んでいるところであります。これらの地域自主組織と公民館とが連携をしながら、適切な役割分担を行い、町民の自主的な学習への支援、コミュニティ活動など充実を図ってまいりたいと存じます。また、成人や高齢者が自己啓発学習と実践活動をあわせもった「大山カレッジ」、これを継続して開校してまいります。

読書活動の推進につきましては、3 地区にある公共図書館を拠点とし、その内容を充実するとともに、ブックモバイル車の巡回による町内各所への配本などを通じて、暮らしの中に本のあるまちづくりを進めてまいります。

文化財行政では、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された所子集落を本町の大切な歴史遺産として再確認をし、その保存・活用を具体的に推進してまいります。また、「大山僧坊跡等」の国史跡指定に向けた取り組みを継続して進めてまいります。

社会体育では、町民の体力づくり・健康づくりを進めるため、幅広い層へスポーツへの参加を求め、マラソンフェスタ、町民運動会の開催をはじめ、体育協会やスポーツ少年団の育成に取り組んでまいります。

平成 27 年度から、人権・社会教育課が設置され、人権教育・人権啓発の分野を教育委員会に移管をいたします。人権交流センターや各地区の関連施設と社会教育施設、学校等がこれまで以上に連携を強めながら、「人権施策総合計画」に基づき、同和問題をはじめ女性、障害者、子ども、高齢者、在住外国人などあらゆる人々の人権を尊重するまちづくりに取り組み、継続的な普及啓発活動を進めてまいります。

次に、住民自治・行財政についてであります。

人口減少社会に対応するため、国においては東京への一極集中是正、「地方創生」の取り組みを展開しています。

本町におきましては、これまでも少子高齢化に対応し、地方分権の時代にふさわしい住民視点の町づくりや住民組織の活動強化に取り組んでまいりました。

集落の人口が減少することにより集落の機能が低下しつつあるという課題を克服するため、「住民自らが考え、つくり・次世代につなぐ」これを基本として集落が取り組む事業への支援を、今後も継続してまいります。

平成 21 年から進めてまいりました地域自主組織の取り組みは、これまで上中山地区、逢坂地区、御来屋地区、庄内地区、高麗地区で地域自主組織が設立されました。広域的な視点で取り組む地域の自主的な活動支援、これを継続してまいります。

また、「地域おこし協力隊」の活用・活動により、都市部からの移住を促進し、地域

のブランド化や産業の活性、また農林水産業への従事、交流活動への支援など推進してまいります。

広報公聴事業では、行政の透明化と住民活動等に必要な行政情報の提供と共有化を図るため、広報「だいせん」や大山チャンネルの充実に努めております。大山チャンネルにつきましては番組の内容を更に充実させ、大山町の情報を町内外に発信するため、民間事業者への業務委託を考えております。

今後も行政情報の発信に努めるとともに、「町長への手紙」、「聞く耳ボックス」「出前座談会」などにより公聴事業の充実に努めてまいります。

健全な財政運営では、総合計画後期計画基本計画に基づきまして町づくりを進めるとともに、平成 27 年度から予定されております地方交付税の逡減に対応するため、「大山町行財政改革大綱」そして「集中改革プラン」これに基づいて、健全で持続可能な行財政運営を努めてまいります。

また自主財源の確保と公平な税負担を図るため、町税などの徴収率向上に努めてまいります。職員数につきましては、平成 30 年度を目途に職員数をおおむね 20 人削減を図るため、4 月に組織・機構を見直し・再編を行うことといたしておるところであります。

むすびになります。平成 27 年度の施政方針として、その取り組みの概要をご説明いたしました。平成 27 年度予算は、町税、地方交付税、国・県支出金など歳入財源の確保が難しい状況の中、一方では防災無線のデジタル化、番号制度への対応、計画的な道路整備など、喫緊の課題に対応するため、優先性やより効果の高い施策に重点的に配慮するという創意工夫をしながら予算編成を行ったところであります。

本年の行動目標「アクション・チャレンジ大山町」これを念頭に、これからの 10 年を見据えた少子化・定住化対策アクション、産業振興アクション、健康対策アクション、町民参画アクションという 4 本の最重点テーマに本年取り組むことで「元気で、安心・安全そして安定を目指した町づくり」を進めてまいり所存でございます。皆さまの絶大なるご理解、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。議会議員の皆さま、そして町民の皆さまに深いご理解、ご協力をお願い申し上げます。平成 27 年度の大山町施政方針の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで町長の施政方針の説明を終わります。

---

#### 日程第 5 議案 3 ～日程第 28 議案 26 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 5、議案第 3 号 大山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてから、日程第 28、議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町大山スポーツ公園）まで、計 24 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第3号 大山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、現在国の省令で定めている指定介護予防支援等に関する基準を、市町村の条例で定めることとなったものであります。本町では、基本的には国の省令で定められた基準と同じ内容で条例を制定することといたしておりますが、指定介護予防支援等の提供に関する記録の保存につきましては、国の基準で2年とされているところを5年間とすることといたしているところであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第4号 大山町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に関する基準を定める条例の制定につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、現在国の省令で定めている地域包括支援センターの包括的支援実施に関する基準を、市町村の条例で定めることとなったものであります。本町では、国の省令で定められた基準と同じ内容で条例を制定することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第5号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関して、必要な事項を条例で定めるものであります。保育料については、児童福祉法において徴収根拠が定められていましたが、改正により法律から削除されたため、子ども・子育て支援新制度で運営する保育所等の利用者負担額を保護者の所得の状況等を勘案して町が定める必要が生じたため、国が定める額を限度として定めることとします。

また、この条例を制定することに伴い、大山町保育所条例も改正する必要があるため、附則において大山町保育所条例の一部改正を行います。なお、この条例の施行は、平成27年4月1日からといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行されます。この法律の施行に伴い、本町における関係条例について整備を行うものでございます。

本条例の施行日は、平成 27 年 4 月 1 日としております。

なお、附則にあるとおり、今回改正する条例の施行の際、現に在職する教育長の在職期間については適用しないこととなっております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 7 号 大山町林業振興センター条例を廃止する条例について提案理由の説明をいたします。

本施設は林業振興や生活改善等の研修の場として昭和 55 年に設置し、活用して来たところではありますが、森林組合の合併や他の公共施設の建設等により、現在は本施設を利用いたしておりません。また、建設から 34 年が経過して施設も老朽化しており、今後行政財産としての使用が見込めないため、本条例を廃止し普通財産へ移行するものでございます。なお、この条例の施行は平成 27 年 4 月 1 日といたしてあります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 8 号 大山町御来屋漁村センター条例を廃止する条例についてであります。提案理由のご説明をいたします。

昭和 58 年に地域住民の研修の場として本センターを設置し、現在まで活用していただいていたが、4 月から地域自主組織『支え合いのまち御来屋』に本施設の管理運営も含め、活動拠点として利用していただくことといたしてあります。このため、行政財産として管理運営等を定めております本条例を廃止するものであります。なお、この条例の施行は平成 27 年 4 月 1 日といたしてあります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 9 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町において道路運送車両法第 34 条第 2 項の規定による臨時運行の許可を行うことから、臨時運行許可申請手数料の額を定めることに伴い、本条例の一部を改正するもの、及び国において平成 26 年 5 月 30 日に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が公布され、本年 5 月 29 日に施行されることに伴い、当該法律を引用する本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容といたしましては、別表中、臨時運行許可申請手数料の額の追加、及び法改正により題名が改正となる「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の引用箇所について改正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 10 号 大山町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律が、平成 26 年 6 月 13 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本町においても行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利利益の保護を拡充させるため、行政手続法の改正と同趣旨の改正を行うものであります。改正の主な内容といたしましては、行政指導の権限・根拠等の提示の義務化を追加、行政指導の中止等の求めの手続の新設、処分等の求めの手続の新設をするものであります。なお、この条例の施行は、平成 27 年 4 月 1 日といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 11 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

西部町村では町村長、議員の給料・報酬等の改定について鳥取県西部地区特別職報酬等審議会に諮問し、給料・報酬などの額についてご審議いただきその答申を反映するようになっております。町村長・議員等の給料・報酬は平成 16 年に現在の額に引き下げられたのち、12 年間据え置かれておりましたが、一般職員給与との均衡を図る必要が生じていることや、「地方創生の時代」を迎えこれまで以上に重大な責務を担う町村長・議員各人が引き続き全力を尽くされることを考慮され、報酬の引き上げの答申が出されました。改正の内容といたしましては、報酬月額を現在の報酬額から平均 2.69% 引き上げるものとなっております。なお、施行日は平成 27 年 4 月 1 日といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 12 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、先ほどのご説明いたしました議案第 11 号と同様の内容でございますが、町村長、議員の給料・報酬等の改定について、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会に諮問し、答申を頂いた結果に基づき町長など特別職の給与を改定するものであります。町長など特別職の給料は平成 16 年に現在の額に引き下げられたのち、12 年間据え置かれておりましたが、一般職員給与との均衡を図る必要が生じていることや、「地方創生の時代」を迎えこれまで以上に重大な責務を担う町村長・議員各人が引き続き全力を尽くされることを考慮され、報酬の引き上げの答申が出されました。改正の内容といたしましては、給料額を現在の給料額から平均 2.53% 引き上げるものとなっております。なお、地方教育行政の改革に伴い教育長が常勤の特別職として設置されることから、第 1 条及び別表第 1 について教育長の項目を加えた改正となっております。なお、施行日は平成



27年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第13号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

改正の主な内容といたしましては「介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部を改正する政令及び省令」により、所得状況に応じて区分されている第1号被保険者保険料率の基準を現行の6段階から9段階に細分化するとともに、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」これにより第6期、平成27～29年度の65歳以上の第1号被保険者負担率が21%から22%に負担増になることや介護給付費の増大傾向等により、第6期の第1号被保険者の介護保険料基準額を現行の年額6万5,800円から7万7,000円に改正することとし、関係条文の整備を行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第14号 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布されたことに伴い、大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例に所要の改正を行うものであります。改正の内容といたしましては、「複合型サービス」の名前を、平成27年4月1日から「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第15号 大山町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成26年11月19日に国家公務員退職手当法の一部が改正され、同日付で、地方においても適切な措置を行うように依頼通知がありました。本町におきましては、国家公務員退職手当法に沿って条例を制定しておりますので、国の改正にあわせ条例の一部を改正するものであります。施行日は公布の日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第16号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、情報通信事業にかかる歳出、歳入など予算を明らかにするため、大山町情報通信事業特別会計を設けておりましたが、平成27年度に情報通信事業の主要な業務である大山チャンネルの制作などに関する業務を、民間事業者に委託することを予定しており、このたび大山町情報通信事業特別会計を廃止するものであります。なお、条例の施行時期は平成27年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 17 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

公共下水道、農業集落排水処理の普及に伴うし尿収集量の減少や、諸物価の高騰などの影響を緩和し、し尿汲み取り業務の安定を保持するとともに適正な処理に資するため、し尿の処理手数料について、18 リットルにつき 206 円を 219 円に改正するものであります。現行の額は、昨年 4 月から消費増税分の改正を適用しておりますが、実質分の改正は、平成 20 年 7 月 1 日に適用して以来となります。施行日は、周知期間を考慮し、平成 27 年 6 月 1 日といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 18 号 大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は第 1 条においては、先ほどご説明いたしました議案第 11 号と同様の内容でございますが、町村長、議員の給料・報酬等の改定について鳥取県西部地区特別職報酬等審議会に諮問し、答申を頂いた結果に基づき町長など特別職の給与を改定することと関連し、教育長におきましては地方教育行政の改革に伴い、常勤の特別職として設置されるため同様に給料の額を引き上げるものであります。

また、第 2 条においては先ほど説明いたしました議案第 11 号と同様の内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本町における関係条例について整備を行うものでございます。

なお、教育長が常勤の特別職として設置されるに伴い、給与及び旅費等の関連条文は削除され、名称も「大山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例」と改正します。

本条例の施行日は、平成 27 年 4 月 1 日といたしております。

なお、附則にあるとおり、第 2 条については今回改正する条例の施行の際現に在職する教育長の在職期間については適用しないこととなっております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 19 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て関連 3 法の成立により児童福祉法が改正されたことに伴い、児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業の対象児童が「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」から、「小学校に就学している児童」とされたことを受け、本条例を改正するものであります。なお、この条例の施行は、平成 27 年 4 月 1 日といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 20 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本案は、平成 26 年 12 月大山町議会定例会において変更議決をいただきました大山町過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業の追加が生じたため、計画の一部を変更するものであります。

変更内容は、町道 3 路線、スクールバス購入事業を追加するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 21 号 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、平成 26 年第 2 回大山町議会定例会で議決をいただきました大山町赤松辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。変更内容といたしましては、赤松地内にあります町道滝坂線の大山橋の架け替えについて、橋台の施工にあたり、隣接地への影響を最小限にするための仮設工が必要となったことに伴う事業費及び辺地対策事業債の増額であります。なお、計画期間は、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 ヶ年と変更はありませんが、総事業費が 7,400 万円から 1 億 1,100 万円に、その財源内訳の、国庫補助金が 3,624 万円から 5,706 万 8,000 円に一般財源は 3,776 万円から 5,393 万 2,000 円となり、この一般財源のうち辺地対策事業債で充当する予定の額が 3,650 万円から 5,000 万円に変更するものであります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することとなっておりまして、残りの 20%が町費分となります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 22 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、平成 22 年第 10 回大山町議会定例会で議決をいただきました大山町大山辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。変更内容といたしましては、公共下水道処理施設（大山浄化センター）の経年劣化による機能低下等に対処するため、修繕や更新等を計画的に行う事業を追加するものであります。

なお、計画期間は、平成 21 年度から平成 28 年度の 8 ヶ年であったものを平成 21 年度から平成 29 年度の 9 ヶ年に延長し、総事業費が 3 億 7,736 万 3,000 円から 5 億 9,445 万 8,000 円に、その財源内訳の国庫補助金が 1 億 6,080 万円から 2 億 9,706 万 5,000 円に一般財源は 2 億 1,656 万 3,000 円から 2 億 9,739 万 3,000 円となり、この一般財源のうち辺地対策事業債で充当する予定の額が 1 億 3,100 万円から 1 億 8,130 万円に変更するものであります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することとなっておりまして、残りの 20%が町費分となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） ここでですね、提案理由の説明中ではありますが、休憩したいと

思います。昼休憩に入りたいと思います。再開は午後 1 時といたします。休憩します。

#### 午後 0 時 2 分休憩

#### 午後 1 時再開

- 議長（野口 俊明君） 再開いたします。休憩前に引き続き町長の説明を求めます。  
町長 森田増範君。
- 町長（森田 増範君） はい、議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 引き続き議案第 23 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、平成 26 年第 2 回大山町議会定例会で議決をいただきました大山町豊房辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。変更内容といたしましては、豊房辺地内にあります大山町向原集落と大名農免農道を結ぶ町道蔵岡向原線の道路幅員等の拡張について、拡張部分の路床土の支持力が弱く、路床土の入替えが必要となったことに伴う事業費及び辺地対策事業債の増額であります。

なお、計画期間は、平成 25 年度から平成 26 年度の 2 ヶ年であったものを平成 25 年度から平成 27 年度の 3 ヶ年に延長し、総事業費が 1,000 万円から 1,301 万 1,000 円に、その財源内訳の、国庫補助金が 513 万 5,000 円から 699 万 3,000 円に一般財源は 486 万 5,000 円から 601 万 8,000 円となり、この一般財源のうち辺地対策事業債で充当する予定の額が 390 万円から 520 万円に変更するものであります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することとなっており、残りの 20%が町費分となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 24 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

本案は、平成 26 年第 2 回大山町議会定例会で議決をいただきました大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。変更内容といたしましては、道路整備において県道豊房御来屋線と大名農免農道とのアクセスを向上させるため、町道栃原神田線を整備する事業を追加するとともに、トイレ整備について工期を延長するものであります。

なお、計画期間は、平成 26 年度から平成 27 年度の 2 ヶ年であったものを平成 26 年度から平成 28 年度の 3 ヶ年に延長し、総事業費が 8,131 万 8,000 円から 1 億 369 万 8,000 円に、その財源内訳の、国庫補助金が 2,260 万円から 3,333 万 2,000 円に一般財源は 5,871 万 8,000 円から 7,036 万 6,000 円となり、この一般財源のうち辺地対策事業債で充当する予定の額が 5,820 万円から 4,600 万円に変更するものであります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することと

なっており、残りの 20%が町費分となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について、大山中の原スキー場につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山中の原スキー場の管理につきまして指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。本施設は、平成 22 年 10 月 1 日から、株式会社だいせんリゾートを指定管理者として、管理を委託してまいりました。この契約期間は平成 27 年 3 月 31 日をもって終了いたしますが、平成 27 年 4 月 1 日から、同社に対し、あらためて指定管理者の指定をするものであります。本施設はだいせんホワイトリゾートの一部であり、大山スキー場再生策の中核として取り組まれた経営統合の一環で指定管理施設として運営を同社に委ねてきたものでありまして、各種施策の積極実施や設備投資などによりこの 5 年間黒字体質を保ってきたところであります。このため、本施設におきましては、この施設の特質を考慮し、「鳥取県西伯郡大山町大山 136 番地 2 株式会社だいせんリゾート 代表取締役 澤志郎」を公募によらない候補者として選定いたしました。指定管理者の指定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条に基づき指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

なお、指定管理の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町大山スポーツ公園）これの提案理由を申し上げます。

本案は、大山スポーツ公園の管理につきまして、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。本施設は、平成 19 年 4 月 1 日から、一般社団法人大山観光局を指定管理者として、二期にわたり管理を委託してまいりました。この契約期間は平成 27 年 3 月 31 日をもって終了いたしますが、平成 27 年 4 月 1 日から、同社団に対し、あらためて指定管理者の指定をするものであります。本施設は、大山地内に設置しております大山町総合体育館、国体広場、スポーツ広場等により構成されておりまして、主に大山で行われる合宿や競技会の会場として利用されておりまして、その利用促進と利用調整は一般社団法人大山観光局が担っております。このため、本施設におきましては、この施設の特質を考慮し、「鳥取県西伯郡大山町大山 39 番地 5 一般社団法人大山観光局 会長 足立敏雄」を公募によらない候補者として選定をいたしました。指定管理者の指定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条に基づき指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものでございます。なお、指定管理

の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

#### 日程第 29 議案 27 ～日程第 45 議案 43 号

○議長（野口 俊明君） 次、日程第 29、議案第 27 号 平成 27 年度大山町一般会計予算から、日程第 45、議案第 43 号 平成 27 年度大山町水道事業会計予算まで、計 17 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 27 号 平成 27 年度大山町一般会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

第 1 条で、平成 27 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109 億 3,000 万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることといたしております。予算総額は、26 年度予算と比較をいたしまして額にして 9 億 9,000 万円の増、率にして 10.0%の増であります。

次に、第 2 条では、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」によることといたしております。

第 3 条では、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表 地方債」によることといたしております。

第 4 条では、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 10 億円と定めております。

第 5 条では、歳出予算の流用について、定めております。

平成 27 年度一般会計予算の特徴的なものとしたしましては、まず、歳入におきましては、固定資産税の評価替えによる減、たばこ売上本数の減などの見込みにより町税総収入は、前年度に比べ 5,445 万 7,000 円減額の 13 億 9,254 万円を計上していること、消費税の引き上げに伴い地方消費税交付金を前年度に比べ 1 億 1,008 万 3,000 円増額の 2 億 7,001 万 7,000 円を計上していること、地方交付税は普通交付税の合併算定替の減額が始まることにより、本年度は昨年と比べ 7,400 万円減の 50 億 5,000 万円としていること、国庫支出金では、道路事業の増に伴う社会資本整備交付金の増が主な要因となり、昨年と比べ 2,590 万 2,000 円増の 7 億 1,924 万 4,000 円を計上していること、また県支出金では、多面的機能支払交付金など農業費県補助金関係の増が主な要因となり、

昨年に比べ 1 億 5,189 万 8,000 円増の 10 億 4,128 万 2,000 円を計上いたしていること、財産収入は、情報通信事業特別会計の廃止に伴う情報通信施設貸付収入 4,055 万円の移行が主な要因となり、昨年に比べ 4,457 万 3,000 円増の 7,019 万 1,000 円を計上していること、寄附金は、ふるさと応援寄附金 2,600 万円の増が主な要因となり、昨年に比べ 2,699 万円増の 3,124 万円を計上していること、繰入金は財政調整基金を中心とした基金繰入金が 3 億 1,723 万 6,000 円の大幅な増となったことが主な要因となり昨年に比べ 3 億 1,741 万 2,000 円増の 3 億 9,602 万 7,000 円を計上していること、町債は、防災情報通信設備整備事業が要因となり前年度比 4 億 4,620 万円増の 13 億 3,880 万円を計上しております。

次に歳出におきましての、特徴的なものとしたしましては、総務費では合併 10 周年事業に 695 万円、防災情報通信設備整備事業に 5 億 2,419 万 3,000 円、新地方公会計制度対応支援業務に 900 万円、大山チャンネル制作委託料など情報通信事業に 1 億 2,213 万 6,000 円、未来づくり 10 年プラン策定業務事業等に 1,099 万 3,000 円、地域自主組織育成事業に 1,786 万 5,000 円、地域おこし協力隊活用事業に 2,384 万円、移住定住促進事業に 1,339 万 1,000 円、番号制度に係るシステム改修委託料に 3,604 万 1,000 円、そして県知事・県議会議員選挙費に 992 万 2,000 円などを計上いたしております。

民生費では、昨年 4 月の消費税率引き上げの影響に鑑み、特例的に給付される臨時福祉給付金事業に 2,753 万 9,000 円、国民健康保険特別会計への赤字補填繰出金 5,000 万円、介護保険制度改正に伴う保険料軽減分繰出金 2,242 万 1,000 円、子育て世代包括支援事業に 514 万 1,000 円などを計上いたしております。

衛生費では、各種検診、健康づくり対策経費に 3,426 万 2,000 円、予防接種事業に 4,474 万 8,000 円、環境衛生対策として 913 万 7,000 円、ごみ処理にかかる経費として 3 億 8,112 万 1,000 円などを計上いたしております。

また、農林水産業費では、イノシシなどからの被害防止のため野生鳥獣被害防止事業に 1,878 万 8,000 円、多面的機能支払交付金事業に 1 億 4,301 万 6,000 円、就農条件整備事業に 1,585 万 3,000 円、とっとり発 6 次産業化総合支援事業に 1,023 万 8,000 円、親元就農者支援事業に 1,420 万円、竹林整備などのための森林環境保全税関連事業に 679 万 6,000 円、磯場資源緊急回復事業に 372 万 1,000 円などを計上いたしています。

商工費では、町内企業の新規雇用に対する社会保険料相当額の助成として雇用助成交付金 1,730 万円、地域おこし協力隊活用事業に 793 万 6,000 円、モンベル大山店用地取得費に 1,605 万 5,000 円、誘致企業等事業拡大支援交付金など企業誘致に係る補助金 2,218 万 4,000 円などを計上いたしております。

土木費では道路新設改良費で、継続事業の施工と合わせて、社会資本整備交付金等を活用して町道坊領向原線、町道滝坂線など 14 路線の工事や用地取得などを行い、計画的な道路網整備に取り組む予定であります。

また、小規模急傾斜地崩壊対策事業に 4,860 万円を計上しております。

消防費では老朽化した消防ポンプ自動車の更新のため 2,216 万 2,000 円などを計上いたしております。

教育費では、不登校児童生徒対応施設教育支援センター寺子屋の運営経費 246 万 1,000 円、スクールバスの購入費 790 万 5,000 円、小・中学校費として 2 億 4,190 万 5,000 円、地域自主組織が立ち上がった高麗、上中山、庄内、御来屋地区の集落支援員活用事業 828 万 8,000 円、退休寺地区の遺跡本調査事業、所子伝統的建物群保存地区保存事業など文化財費に 3,554 万 7,000 円、名和学校給食センター屋根・外壁改修工事に 3,369 万 6,000 円など、家庭・地域・学校が一体となって児童・生徒の学力向上、歴史文化の継承などに取組んでまいる予定であります。

公債費は 3 億 1,564 万 9,000 円増の 15 億 6,890 万 5,000 円を計上いたしております。うち元金償還金が 14 億 3,398 万 7,000 円、償還金利子が 1 億 3,466 万 8,000 円であります。

予備費は、1,300 万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

給与費につきましては、事項別明細書の 194 ページ、195 ページになりますが、特別職が 2 億 272 万 7,000 円、一般職が給料、職員手当、共済費合わせまして 15 億 7,895 万 8,000 円計上いたしております。

以上で、議案 27 号の提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付しております予算の概要につきましてもご覧いただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

続きまして議案第 28 号 平成 27 年度大山町土地取得特別会計予算についてであります。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 31 万 8,000 円と定めております。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入では、第 5 項財産運用収入で土地開発基金利子 31 万 6,000 円を、第 15 款繰越金では、第 5 項繰越金で 1,000 円、第 20 款諸収入では、第 5 項町預金利子で 1,000 円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出につきましてもご説明をいたします。

第 10 款諸支出金の第 5 項公有財産取得費で、土地開発基金繰出金 31 万 8,000 円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

続きまして議案第 29 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,146 万 3,000 円と定めています。

まず、歳入の主なものは、第 5 款県支出金第 5 項県補助金 9 万 1,000 円、第 20 款諸



収入第 10 項貸付金元利収入 1,132 万 3,000 円であります。

つぎに、歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費第 5 項総務管理費 441 万円の主なものは、一般会計への繰出金であります。

第 10 款公債費第 5 項公債費 705 万 3,000 円は、起債の元利償還金であります。

以上で説明を終わります。

続きまして議案第 30 号 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計予算についてであります。

本案は大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する歳入、歳出予算を計上しております。

第 1 条では、平成 27 年度大山町開拓専用水道の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,051 万 1,000 円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款管理収入の 1,007 万 8,000 円は、計量給水料を計上いたしております。第 10 款使用料及び手数料の 1,000 円は、工事検査手数料。第 15 款財産収入の 3 万 8,000 円は、開拓専用水道施設整備基金利子。第 20 款寄付金 20 万円は、開拓専用水道加入寄付金。第 25 款繰越金 1,000 円は前年度繰越金。第 30 款諸収入の 19 万 3,000 円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費の 951 万 1,000 円は、施設管理に要する経費を計上しております。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態に備えるものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして議案第 31 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算であります。平成 25 年度から「大山町夕陽の丘神田」として指定管理者によります運営を行っております。本会計は、本施設を適切に管理運営するための諸費用を計上するものであります。

第 1 表におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,384 万 8,000 円と定めております。これは前年度に比べまして 958 万 9,000 円の減額となっております。

まず、歳入の主なものは、第 10 款一般会計繰入金 1,214 万 6,000 円、第 20 款辺地対策事業債 120 万円であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款の一般管理費 1,156 万 1,000 円の主なものは、鳥取県フットボールセンターとして必要となります指導員人件費約 307 万円、指定管理料 630 万円、施設管理にかかる手数料等約 102 万円、仮設トイレ借り上げ料 70 万円などであります。施設整備費におきましては、屋外トイレ増設のための設計委託料約 122 万円といたしております。第 90 款予備費には不測の事態に備えまして 100 万円を計上いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 32 号 平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、大山町が管理する簡易水道の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 27 年度大山町簡易水道の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 967 万円と定めております。

歳入からご説明をいたします。第 5 款分担金及び負担金の 10 万 8,000 円は、水道工事負担金。第 10 款使用料及び手数料の 560 万 2,000 円は、水道使用料等。第 20 款繰入金の 395 万 7,000 円は、一般会計繰入金。第 25 款繰越金の 1,000 円は、前年度繰越金。第 30 款諸収入の 2,000 円は、預金利子等であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 5 款総務費の 491 万 3,000 円は、施設管理に要する経費。第 15 款公債費の 465 万 7,000 円は、企業債元金償還金と利子であります。第 20 款予備費の 10 万円は、不測の事態に備えるものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして議案第 33 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

第 1 条におきまして歳入歳出予算の総額は、それぞれ 27 億 5,628 万 4,000 円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款国民健康保険税は、一般被保険者と退職被保険者等分をあわせて 4 億 7,312 万 2,000 円とし、来年度の税率税額につきましては、据え置いて計上いたしております。

第 10 款使用料及び手数料 11 万 2,000 円は、督促手数料であります。第 15 款国庫支出金 5 億 6,981 万 5,000 円は、一般被保険者の保険給付費等に係る療養給付費等負担金、及び財政調整交付金が主なものであります。第 20 款前期高齢者交付金 5 億 7,796 万 5,000 円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。第 25 款療養費給付費等交付金 9,521 万 8,000 円は、退職被保険者等の保険給付費等に係る交付金であります。第 30 款県支出金 1 億 4,676 万 3,000 円は、高額医療費共同事業県負担金、特定健康診査等県負担金、及び財政調整交付金であります。第 35 款共同事業交付金 6 億 1,464 万 9,000 円は、鳥取県国保連合会からの高額医療費共同事業、及び保険財政共同安定化事業交付金であります。第 40 款財産収入 18 万 3,000 円は、基金積立金の預金利息であります。第 45 款寄付金 1,000 円は、科目存置とするものであります。第 50 款繰入金 2 億 7,673 万 9,000 円は、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金、職員人件費等繰入金、出産育児一時金繰入金、及び財政安定化支援事業繰入金を法定により繰入れ、その他赤字補てん分として、5,000 万円を計上いたしております。また、国保基金からの繰入金は、7,000 万円といたしております。第 55 款繰越金 100 万円は、

前年度の繰越金として計上いたしております。第 60 款諸収入 71 万 7,000 円は、国保税延滞金、交通事故等による賠償金が主なものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第 5 款総務費 3,500 万 7,000 円は、職員の人件費と事務費、国保連合会負担金及び国保税に係る賦課徴収費が主なものであります。第 10 款保険給付費 16 億 6,533 万 3,000 円は、一般及び退職被保険者に係る療養諸費等を見込んでおります。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 6,998 万 3,000 円は、後期高齢者医療制度の支援金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 14 万 1,000 円は、前期高齢者納付金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。第 30 款介護納付金 1 億 660 万円は、介護保険 2 号被保険者に係る納付金であります。第 35 款共同事業拠出金 6 億 5,080 万 7,000 円は、高額医療費共同事業、及び保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金であります。第 40 款保健事業費 2,042 万 3,000 円は、特定健康診査、及び人間ドックに係る経費が主なものであります。第 45 款基金積立金 18 万 3,000 円は、預金利息を国保基金へ積み立てるものであります。第 55 款諸支出金 656 万円は、国保税の還付金、及び特別調整交付金に係る国民健康保険診療所特別会計への繰出金が主なものであります。第 90 款予備費 122 万 5,000 円を計上し、不測の事態に備えるものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして議案第 34 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。

本会計は、国民健康保険直営診療施設である名和、大山、大山口の 3 診療所を経営管理するものであります。本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 6,558 万 1,000 円であります。

歳入からご説明をいたします。第 5 款診療収入 2 億 5,860 万 3,000 円は、三診療所の外来診療収入であります。第 10 款サービス収入 1,056 万円は、大山口診療所が行う訪問及び通所リハビリテーション収入を計上いたしております。第 15 款使用料及び手数料 2,316 万円は、予防接種手数料などであります。第 20 款財産収入 500 万円は、大山診療所 2 階部分の土地建物貸付収入であります。第 30 款繰入金 6,318 万 7,000 円は、施設整備に要した起債償還金への充当分及び三診療所運営のための財源補填並びに大山診療所に対する国の調整交付金として、一般会計及び国保特別会計から繰り入れするものであります。第 40 款諸収入 507 万 1,000 円は、大山診療所 2 階部分の維持管理に要する電気、水道代収入などであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 5 款 総務費 1 億 8,086 万 3,000 円は、職員給与などの人件費と、報償費は派遣医師に対する謝礼金として、また旅費は学会参加などの研修旅費として、需用費は各診療所の維持管理経費として、委託料は建物警備などの保守管理料などを計上いたしております。第 10 款医業費 1 億 6,429 万 9,000 円

は、医薬材料代 1 億 4,400 万円、委託料 1,252 万円は臨床検査委託料など、使用料及び賃借料 611 万 9,000 円は医療機器リース料などが主なものであります。第 15 款公債費 2,011 万 9,000 円は、大山診療所及び大山口診療所の施設整備に要した起債償還金の元金と利子であります。第 20 款予備費 30 万円は、不測の事態に備えて計上いたしております。

以上で説明を終わります。

続きまして議案第 35 号 平成 27 年度「大山町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 9,872 万 1,000 円と定めております。この予算額は、前年度に比べて 413 万 6,000 円の減額、率にして約 2%の減であります。

歳入からご説明をいたします。第 5 款保険料 1 億 1,949 万 3,000 円は、被保険者に係る後期高齢者保険料であります。第 10 款使用料及び手数料 2 万 6,000 円は督促手数料を見込んでおります。第 20 款繰入金 7,919 万 4,000 円は、保険基盤安定分と事務費分を一般会計から繰り入れるものであります。第 30 款諸収入 7,000 円は、延滞金、町預金利子、その他雑入を計上しております。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 337 万 4,000 円は、一般通信運搬費、後期高齢者医療システムの保守委託料が主なものであります。第 10 款後期高齢者医療納付金 1 億 9,461 万 3,000 円は、広域連合への保険料負担金と事務費負担金であります。第 15 款諸支出金 70 万円は、保険料還付金を見込んでおります。第 90 款予備費を 3 万 4,000 円として、財源調整を図っております。

以上で説明を終わります。

続きまして議案第 36 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計予算についてであります。

本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 22 億 2,802 万 8,000 円といたしました。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款保険料 4 億 1,301 万 4,000 円は、65 歳以上の第 1 号被保険者に係る介護保険料であります。第 15 款国庫支出金 5 億 4,617 万 6,000 円は、主に保険給付費に対する国の負担金、財政調整交付金及び介護予防事業等への地域支援事業交付金であります。第 20 款支払基金交付金 5 億 9,405 万 9,000 円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金として第 2 号被保険者の負担分が交付されるものであります。第 25 款県支出金 3 億 2,552 万 5,000 円は、保険給付費に対する県の負担金、地域支援事業交付金であります。第 30 款繰入金 3 億 4,833 万 5,000 円は、主に保険給付費、地域支援事業費に対する町の負担金及び職員給与費、事務費の一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 4,735 万 9,000 円は、主に職員給与費及び介護保険システム保守委託料、連合会負担金、認定審査会負担金であります。第 10 款保険給付費 20 億 9,102 万円は、介護サービス及び介護予防サービスに係る給付費等標準給付費を計上いたしております。第 15 款地域支援事業費 6,932 万 4,000 円は、二次予防事業対象者等の介護予防事業費、包括支援センター運営費を計上いたしております。第 25 款公債費 1,800 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金への償還金であります。

以上で提案理由を終わります。

続きまして議案第 37 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本案は、大山町が管理する 17 箇所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 27 年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 7,207 万円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金の 310 万円は、現年度の新規加入分担金 300 万円とそして名和处理区、光徳処理区の過年度分担金 10 万円。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 975 万 6,000 円は、下水道使用料収入。第 15 款国庫支出金 300 万円は、機能強化対策のための社会資本整備交付金であります。第 20 款県支出金 1,000 万円は、低コスト型農業集落排水施設支援事業補助金であります。第 25 款繰入金 3 億 4,321 万 1,000 円は、一般会計繰入金であります。第 35 款諸収入 2,000 円は、預金利子等であります。第 40 款町債 300 万円は、機能強化対策事業の財源として計上いたしております。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費の 1 億 5,723 万 7,000 円は、17 箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金及び機能強化対策事業測量設計委託料等が主なものであります。第 10 款公債費 3 億 1,353 万 3,000 円は、起債の元利償還金。第 15 款諸支出金 10 万円は、農業集落排水使用料還付金。第 90 款予備費の 120 万円は、不測の事態にそなえるものであります。

以上で提案理由を終わります。

続きまして議案第 38 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、大山町が管理する 4 箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 27 年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ 4 億 795 万 3,000 円と定めております。

歳入からご説明いたします。第 5 款分担金及び負担金の 600 万円は、各処理区の手分担金収入。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 963 万 7,000 円は、下水道使用料収入。第 15 款国庫支出金 1,250 万円は、長寿命化対策のための社会資本整備交付金であります。第

20 款繰入金 2 億 7,331 万 2,000 円は、一般会計繰入金。第 30 款諸収入 3,000 円は、預金利子等であります。第 35 款町債 650 万円は、長寿命化対策事業の財源として計上いたしております。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 5 款事業費の 1 億 3,110 万 4,000 円は、4 箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金及び長寿命化対策計画策定委託料等が主なものであります。第 10 款公債費 2 億 7,574 万 9,000 円は、起債の元利償還金。第 15 款諸支出金 10 万円は、公共下水道使用料還付金。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態にそなえるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 39 号 平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計予算についてであります。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する経費を計上した予算で、平成 27 年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 4,103 万円と定めております。

歳入からご説明いたします。第 25 款諸収入は、収益事業収入で売電収入 4,100 万 5,000 円を見込んでおります。

次に歳出につきましてご説明いたします。第 5 款総務費は 2,023 万 7,000 円で、主なものは、風力発電所保守点検にかかる電気主任技術者賃金 117 万円、施設修繕料 431 万 3,000 円、保守点検業務委託料 583 万 2,000 円、基金積立金 487 万円、売電事業にかかる消費税 228 万 5,000 円であります。第 10 款公債費は 1,829 万 3,000 円で、財政融資の元金償還金 1,705 万 1,000 円、償還金利子 124 万 2,000 円であります。第 90 款予備費は不測の事態に対処するための財源として 250 万円を計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 40 号 平成 27 年度大山町温泉事業特別会計予算についてであります。

本案は、なかやま温泉に係る温泉の給湯事業及び施設管理等に要する経費を計上するものであります。第 1 条では、平成 27 年度歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 534 万 4,000 円と定めております。

歳入からご説明いたします。第 5 款使用料 371 万 4,000 円は、ナスパルタウン並びに温泉館等の温泉使用料 370 万 8,000 円と温泉スタンドの使用料 6,000 円であります。

第 10 款繰入金 162 万 7,000 円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款温泉館費 434 万 4,000 円は温泉館運営費で、施設並びに備品等の修繕料 50 万円、建物火災保険料 13 万 9,000 円、指定管理並びに検針などの委託料 368 万 5,000 円、消費税分の公課費 2 万円であります。第 90 款予備費 100 万円は施設管理等の不測の事態に備えて計上するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 41 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成 27 年度に行うナスパルタウンの土地の売り払い、各分譲地の管理費、販売促進費を主に計上した予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,769 万 7,000 円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款財産収入 1,769 万 5,000 円は、分譲地の土地貸し付けと土地売り払いによる財産収入であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款宅地造成事業費 1,769 万 7,000 円の主なものは、ナスパルタウンの分譲に係る購入者紹介謝礼、販売促進にかかる費用、分譲地の維持管理委託料と大山口駅前住宅団地の購入者への特典制度として定住促進助成金及び、一般会計繰出金を計上いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 42 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計予算についてであります。

本会計は、指定管理者により運営されております大山中の原スキー場に関連する諸費用の管理を行うものであります。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,395 万 6,000 円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第 20 款諸収入で、平成 27 年度分の指定管理納付金 2,372 万 8,000 円を見込んだものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款索道費、第 5 項索道管理費、第 1 目索道管理費 2,299 万 9,000 円の主なものは、中の原グレンデ敷地使用料 1,562 万円、各種団体・イベントへの負担金 194 万円、旧スキー場管理組合として行います魅力向上事業補助金 500 万円であります。

不測の事態に備えまして、第 10 款予備費として 95 万 7,000 円を計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 43 号 平成 27 年度大山町水道事業会計予算についてであります。

はじめに、予算第 2 条業務の予定量であります。給水戸数 5,700 戸、年間総配水量 179 万立方メートル、一日平均給水量 4,904 立方メートルを予定いたしております。

まず、予算第 3 条収益的収入及び支出を説明いたします。

第 1 款水道事業収益の第 1 項営業収益は、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金等で 2 億 2,235 万円、第 2 項営業外収益は一般会計からの企業債の利息補助、長期前

受金戻入等で7,667万7,000円を計上し、水道事業収益の合計を2億9,902万7,000円といたしております。

次に、支出の第1款水道事業費用の第1項営業費用は、人件費、修繕費、減価償却費等で2億4,565万2,000円、第2項営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等で4,220万3,000円を計上し、水道事業費用の合計を2億8,918万9,000円といたしております。

次に予算第4条資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入では、企業債の借入、他会計からの補助金等で5,771万4,000円、支出では建設改良による工事請負費、企業債の償還金などで1億4,825万3,000円を計上いたしているところであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 以上で町長による提案説明が終わりましたが、ここで訂正をお願いいたします。

平成27年度大山町公共下水道事業特別会計予算の議案を第28号と町長は述べられましたが、これは議案第38号の誤りでありますので、ここで訂正をいたしておきます。よろしくお願ひします。

あと、もう1点、議案第42号 平成27年度索道事業特別会計予算におきまして、歳出についての説明の中第5款索道費第5項索道管理費、第1項索道管理費ということで2,299万9,000円ということで町長の発言がありましたが、ここの第1項は第1目でありますのでこれも訂正をよろしくお願ひいたします。以上であります。

ここで休憩したいと思います。再開は14時15分といたします。休憩します。

午後2時5分休憩

午後2時15分再開

日程第46 議案44 ～日程第58 議案56号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。日程第46、議案第44号 平成26年度大山町一般会計補正予算(第11号)から、日程第58、議案第56号 平成26年度大山町水道事業会計補正予算(第2号)まで、計13件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは議案第44号 平成26年度大山町一般会計補正予算(第11号)につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、譲与税・交付金等の額の調整、事業計画の変更及び決算見込みによる額の調整、特別会計繰出金の額の決定見込み等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の追加、地



方債の変更等の事由により提案するものであります。

この補正予算（第 11 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,059 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105 億 466 万 7,000 円といたしております。

次に、第 1 表の歳入から説明を申し上げます。

歳入の特徴的なものとしたしましては、第 5 款町税第 5 項町民税の増加で 1 億 6,479 万円を追加いたしております。第 16 款配当割交付金第 5 項配当割交付金で 814 万 8,000 円を追加、第 18 款地方消費税交付金第 5 項地方消費税交付金で、1,217 万 1,000 円を追加、第 35 款地方交付税第 5 項地方交付税で、520 万 1,000 円を追加、第 55 款国庫支出金第 10 項国庫補助金で、2,200 万 2,000 円を減額、第 60 款県支出金第 10 項県補助金で、4,110 万 3,000 円を減額、第 70 款寄付金第 5 項寄付金で 1,093 万 6,000 円を追加、第 75 款繰入金第 5 項特別会計繰入金で 2,742 万 9,000 円を追加いたしております。また、第 80 款繰越金で実績に伴い繰越金 8,000 万円を追加いたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

歳出についても、それぞれの事業の決算見込みによる増減で、事業費の減額が大半であります。

それでは今回の歳出補正で増額をいたしております、特徴的なものにつきましてご説明をいたします。

第 10 款総務費第 5 項総務管理費の一般管理費で、財政調整基金など積立金 2 億 2,902 万 8,000 円を追加、企画費で若者移住定住促進助成金 200 万円を追加、第 15 款民生費第 5 項 社会福祉費の社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金 900 万円、社会福祉施設費で施設修繕料 660 万 8,000 円、老人福祉費で介護保険特別会計繰出金 739 万 7,000 円を追加、第 35 款商工費第 5 項商工費の企業誘致費で、誘致企業等事業拡大支援交付金 608 万 4,000 円を追加、第 40 款土木費第 10 項道路橋梁費で、道路維持管理委託料などとして委託料 252 万 4,000 円を追加、第 45 款消防費第 5 項消防費の常備消防費で、西部広域行政管理組合負担金 720 万 7,000 円の追加、第 50 款教育費第 25 項保健体育費の学校給食費で、名和学校給食センター屋根・外壁改修工事設計委託料として 351 万円の追加であります。

人件費につきましては、明細書 59～61 ページにありますように特別職・一般職あわせて 1,363 万円の減額であります。

次に第 2 条では、翌年度に繰越して使用することができる経費を「第 2 表繰越明許費」で 10 事業 1 億 1,068 万 8,000 円の追加をいたしております。

第 3 条では、債務負担行為の追加及び変更について、「第 3 表 債務負担行為補正」によることとし、2 件の追加及び 1 件の変更を行っております。

また、第 4 条では地方債の変更について、「第 4 表地方債補正」によることとし、公

共事業等債をはじめ表中の起債事業限度額をあわせて 6,610 万円減額変更を行っているところであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 45 号 平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 1,281 万 7,000 円にそれぞれ 891 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,172 万 7,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 20 款諸収入 891 万円の増額は、貸付金元利収入の収納見込によるものであります。

歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費の 760 万 3,000 円の増額は、一般会計への繰出金の増額であります。第 10 款公債費 130 万 7,000 円の増額は、繰上償還による元金償還金の増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 46 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本案の補正内容として、歳入は使用料及び手数料の減額、繰入金の増額、諸収入の増額、歳出は総務費の減額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 10 万円の減額であります。

歳入につきまして第 10 款使用料及び手数料 87 万 8,000 円の減額は主に使用料の減額であります。

第 20 款繰入金 28 万 2,000 円は一般会計繰入金の増額によるものであります。第 30 款諸収入 49 万 6,000 円の増額は災害共済金を計上するものであります。

次に歳出についてでございます。

第 5 款総務費 10 万円の減額は、衛生管理費として水質検査委託料の減額であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 47 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,692 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 24 億 8,489 万 9,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款国民健康保険税 108 万 1,000 円の増は、一般被保険者、退職被保険者等それぞれ収納額の見込みによるものであります。第 15 款国庫支出金 1,489 万 3,000 円の増は、医療費の増加に伴う療養給付費等負担金及び財政調整交付金の増額が主なものであります。第 25 款療養給付費等交付金は、現年度分の追加交付により、972 万 4,000 円の増額といたしております。第 30 款県支出金 110 万円の減は、高額医療費共同事業拠出金

の確定に伴う県負担金の減額によるものであります。第 35 款共同事業交付金 499 万 4,000 円の減は、交付実績による減額を見込んでおります。第 40 款財産収入 11 万 5,000 円の増は、国保基金に係る利息の増額によるものであります。

第 50 款繰入金 720 万 6,000 円の増は、一般会計からの繰入金を増額するものであり、主なものとしては、財政安定化支援事業繰入金の増額であります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 103 万 7,000 円の減は、職員の人件費及び事務費の減額が主なものであります。第 10 款保険給付費は、2,850 万 2,000 円の増額を見込んでおり、主なものは、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増額であります。第 35 款共同事業拠出金は、拠出金の確定により、98 万 3,000 円の減額としております。第 40 款保健事業費 42 万 8,000 円の減は、特定健康診査等委託料の減額が主なものであります。第 45 款基金積立金は、預金利息の増により 11 万 5,000 円の増額としております。第 55 款諸支出金 59 万 7,000 円の増は、特別調整交付金の交付に係る国民健康保険診療所特別会計への繰出金を増額するものであります。第 90 款予備費を 15 万 9,000 円増額し、歳入歳出の調整を行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

つづきまして議案第 48 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 455 万 3,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 6,505 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款診療収入は、外来収入の見込み減により 560 万円を減額するものであります。第 10 款サービス収入は、訪問リハビリテーション費の収入の見込み減により 85 万円を減額しております。第 15 款使用料及び手数料は、予防接種手数料などの見込み増により 130 万円を増額するものであります。第 30 款繰入金は、国民健康保険特別調整交付金へき地診療所交付分の増額により国保特別会計からの繰入金を 59 万 7,000 円増額いたしております。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 455 万 3,000 円の減額は、主に職員給与、嘱託、臨時職員賃金、代診医師謝礼金の精査によるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 49 号 平成 26 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 675 万 2,000 円減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 9,610 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

第 5 款保険料 439 万 8,000 円の減額は、特別徴収の減額と普通徴収の増額の合計によるものであります。

第 20 款繰入金 259 万 3,000 円の減額は、保険基盤安定繰入金の減額と、事務費繰入金の減額の合計によるものであります。第 25 款繰越金は 23 万 9,000 円の増額であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 32 万 1,000 円の減額は、通信運搬費であります。第 10 款後期高齢者医療納付金 603 万 1,000 円の減額は、保険料負担金等の減額であります。第 15 款諸支出金 40 万円の減額は、保険料還付金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

つづきまして議案第 50 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,592 万 8,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 5,736 万 2,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 15 款国庫支出金 1,248 万円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金の追加交付によるものであります。第 20 款支払基金交付金 1,752 万 4,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費交付金の追加交付によるものであります。第 25 款県支出金 1,814 万 8,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金の追加交付によるものであります。第 30 款繰入金 739 万 7,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する町負担分増によるものであります。第 45 款町債 3,600 万円の増額は、鳥取県介護保険財政安定化基金から貸付を受けるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 10 款保険給付費 8,739 万円の増は、現年度のこれまでの給付実績から算定した今後必要となる介護サービス等諸費等を増額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 51 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本案の補正内容として、歳入は分担金、使用料及び繰入金の減額、歳出は、事業費の減額であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1,492 万 7,000 円を減額し、歳入、歳出それぞれ 5 億 1,271 万 9,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金の 150 万円の減額は、加入者の減によるものであります。第

10 款使用料及び手数料 133 万円の減額は、使用料の減によるものであります。第 15 款国庫支出金 300 万円の減額は、国の採択要件見直しなどによる機能強化対策事業の次年度への延期によるものであります。第 25 款繰入金 909 万 7,000 円の減額は、事業費の減額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 105 万円の減額は、共済組合負担金、消費税の確定によるものであります。第 10 項農業集落排水事業費 1,451 万 6,000 円の減額は、機能強化対策事業の次年度への延期による委託料 600 万円の減のほか、処理場維持管理費の確定等の事業費精査によるものであります。第 10 款公債費 63 万 9,000 円の増額は、補償補填及び賠償金の増額によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 52 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本案の内容として、歳入は分担金の減額、使用料及び他会計繰入金の増額、歳出は事業費の減額、公債費の増額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 482 万 1,000 円を減額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 3,023 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款分担金 16 万円の減額は、加入者の減によるものでございます。

第 10 款使用料及び手数料の 167 万 6,000 円の増額は、使用料の増によるものであります。第 20 款繰入金 631 万 7,000 円の減額は、事業費の減額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 116 万 5,000 円の減額は、共済組合負担金、消費税の確定等によるものであります。第 10 項公共下水道事業費 395 万 2,000 円の減額は、負担金補助及び交付金 2 万 8,000 円の増のほか、処理場維持管理委託料の確定等、事業費精査による 398 万円の減額によるものであります。第 10 款公債費 29 万 6,000 円の増額は、補償補填及び賠償金の増によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 53 号 平成 26 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 42 万 2,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,058 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 25 款諸収入の 42 万 2,000 円の減額は、売電収入の決算見込減によるものであります。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款総務費の 42 万 2,000 円の減額は、風力発電所に係る回線使用料のための通信運搬費 1 万円の増額、入札減に伴う保守点検委託料 43 万 2,000 円の減額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 54 号平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 4,040 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 1,782 万 6,000 円を追加をして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,822 万 8,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款財産収入 1,759 万 8,000 円の増額は、新たに 3 区画の販売があったことによる、土地売払収入の増額であります。第 15 款繰越金 22 万 8,000 円の増額は、繰越金の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款宅地造成事業費 1,782 万 6,000 円の増額は、負担金補助及び交付金の不用額 200 万円の減額、及び一般会計への繰出金 1,982 万 6,000 円の増額によるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 55 号 平成 26 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、決算見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 800 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,300 万 4,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 10 款索道事業基金繰入金を 745 万 7,000 円の新規計上、第 20 款雑入で指定管理納付金を 1,546 万 2,000 円の減額といたしております。これは、今シーズンの営業成績見込み、減価償却費の状況などにより指定管理納付金の減少が避けられないことから、営業結果に応じて基金の取り崩しができるように準備しておくためのものであります。

歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款索道費で索道事業基金積立金を 710 万 5,000 円、予備費 90 万円の減額といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 56 号 平成 26 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出について補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出でございますが、第1款水道事業費用第1項営業費用目2配水及び給水費307万6,000円の減額は、職員の人事異動に伴い減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出の、収入でございますが、第1款資本的収入第1項企業債目1企業債110万円の減額は、企業債借入の減額によるものであります。

つづいて、支出の第1款資本的支出第1項建設改良費目1固定資産購入費117万円の減額は、滅菌設備更新工事費の減によるもので、目3取水設備費74万円の減額は、水源地ポンプ取替工事費の減によるもの、目4配水管設備改良費54万円の減額は、設計委託料の減によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

以上審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 以上で平成26年度補正予算関係の提案説明を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議案第44号の一部を訂正させていただきたいと思っております。

歳入の部分の第5款町税第5項町民税の増加、ここを1億6,479万と申しましたけれど、1,647万9,000円の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） もう一度、ゆっくりと。説明、金額。酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 1億6,479万と申しましたが、1,647万9,000円の間違いでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） はい、分かりましたでしょうか。以上訂正をいたします。

#### 議案第44号

○議長（野口 俊明君） そういたしますとこれから議案第44号平成26年度大山町一般会計補正予算（第11号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） いくつか質問させていただきますが、まず18ページの一般管理費の積立金についてであります。

年度末を迎えて不用額がいろいろと出ています。沢山出ております。それによっての不用額の発生による剰余金が生じたということで、これを基金へ積み立てるということなのですが、昨年よりも多いようではございますけれども、これは当初からの予算にも見込んであったようではございますけれども、毎年2億円前後と多いように思うんですけれども、これについては当然なのかどうなのか、前にも説明があったと思いますが、どういうふう

考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それからこの不用額のなかで特にですね、ちょっと割合を出してみましたら、それぞれの経費、それぞれのこれは款でちょっと出してみたんですけども、農業費が他のものよりも2倍ないし3倍ぐらい多いようなんですね、不用額が。たいてい他のものは2,3%ぐらいの不用額になってますが、農業費については、特にその倍約6%ぐらいの不用額になったようですが、額にしても8,100万円ぐらい、8,100万円ですか、14億円中の8,100万円。約6%ぐらい出ているわけですが、特にこの農業費の不用額が多いのは、どういうふうに考えていらっしゃるのか、どういうふうに分析していらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

それからあとはちょっと簡単な質問ですけども、32ページ、児童福祉総務費です。32ページの児童福祉総務費の中で子育て世帯臨時特例給付金ですが、これが170万円の減額になっていきますけども、これは消費税に伴う給付金だと思いますけども、増税に伴う給付金だと思いますけども、これの減った理由、つまり何人分かが支給されていないということかなというふうに判断します。これはどうしてだったのか、PR不足で申請がなかったのか、そのへんが気になるところです。詳細を説明してください。

それから3点目ですけども、35ページ、予防費、この中に予防接種委託料が525万円の減額になっております。結構大きな額かなというふうに思いますけども、これほどの減が出た理由を説明してください。

それから4点目ですけども、先ほども言いましたが39ページの農業振興費です。先ほど質問したことと関連しますが、その振興費のなかで、特に額として際立つのが、頑張る地域プラン事業補助金、親元就農者支援事業補助金、鳥取梨生産振興事業補助金、1,000万以上減額のものもありますが、これほどの減額になった理由があらうかと思しますので、説明してください。

それから最後5つ目になりますか、43ページ商工費の商工振興費です。自己居住用建物等改善助成委託料、いわゆる住宅リフォーム関係ですが、今年度から少し装いを変えてのスタートした事業ですけども、当初2,000万予算が組んでありましたが、実際にはその半分だったようですけども、現在の実績はどうなっているのか。減った理由等を分析していらっしゃいましたら、説明してください。まあ実績については、件数とか、あるいは金額そういうものも説明できたらお願いします。以上です。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 26年度の補正予算につきましてそれぞれ担当より答えさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。

○議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。



○総務課長（酒嶋 宏君） 基金の積み立てですけれども、歳入側ですね、町民税の固定資産税の増加、それから地方消費税の交付金がたくさん入ったというようなこと、それからふるさと納税がたくさんいただいております、今 5,200 万ぐらいになるんじゃないかと思いますが、その今回 1,000 万ほど増額しております。それから住宅新築資金で 760 万円の繰入れ、それから宅地造成のほうで 2,000 万弱の繰入れをしていただいております。そういうような関係で基金のほうを積み立てたというふうな状況でございます。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 今回の減額のなかで農業費が非常に減額は多いと、その理由なりということでございました。まず、農林水産の関係での分については、基本的には補助事業的なものが非常に多いというなかで当初予算を編成するにあたっては、前年度で次年度の事業予定なりそういったものを各種団体等から、聞き取って予算化しております。実施にあたっては、26 年度になってから実際に事業を始めていくということになりますと、どうしても当初予算要求の段階では、各団体から多めの、多めと言いますか、それなりのどっちにしても多めの要求というところで予算を編成しております。それで実際に 26 年度になって実施をしていこうという段階になって、どうしても事業を実施されるにつきましては、事業負担、本人負担もございまして、そういったことで事業が少なくなっているというものが全体的な流れでございます。

それで個別の分もついでですので、ご質問がありました頑張る地域プラン事業でございます。これも同じように予算編成の段階では、額として 3,427 万 3,000 円を当初予算としておりましたけれども、実際に事業実施していくというなかで、事業者のほうで取りまとめをされましたら、今回のなかで実際に実施できるものが 2,390 万程度ということになりまして、今回 1,000 万ほどの減額ということになったところでございます。

続きまして、親元就農支援事業の関係でございます。これは当初 5 名分で 120 万の 600 万予算を計上しておりました。実際には 26 年度中に 6 名の方がこの制度を活用していただいておりますけれども、給付の開始日が申請なり、就農してから申請等という時期が 12 月になったということで、4 月から 11 月分についての支出がなかったということでございますので、支給開始日が申請者によって時期が変わってくるということがございまして、当初は 12 カ月分まるまるみておりましたけど、12 月からの 4 カ月分という方に、ということになりましてそれによつての不用額が生じたところでございます。

続きまして、鳥取梨生産振興事業でございます。これも当初予算要求の段階で、果実部の役員さん等が来年度の事業実施予定者等を見込んでの予算要望をしていただいた額を当初予算に計上しておりましたけれども、実際に事業実施に当たつての取りまとめをした段階でこれだけの 1,200 万ほどの減額ということになってしまいました。ただ事業を

予定を希望された方は全員事業のほうに取り組んでいただいております。というところですので、よろしくお願いを申し上げます。

○住民生活議長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活議長（森田 典子君） 補正予算書の 32 ページ、子育て世帯の臨時特例給付金の扶助費の 170 万円の減額について説明をさせていただきます。子育て世帯臨時特例給付金の事業は、初めての事業でもありまして、当初児童手当の受給者数を参考にして見込んでおりました。対象者数を見込んでおりました。ですけれども、実際に支払う対象者としましては、平成 26 年 1 月 1 日現在課税であるということ、これは 26 年の確定申告があつて始めて課税か非課税かが分かりますので、当初の段階ではそれを判別数値がつかめなかったということ。それから公務員の場合は、住所地で支給をするといったような条件もございまして、当初の児童手当の受給者数とは異なる実績の対象者数となったということでございます。実際の支給実績としましては、パーセントにしますと 97%を支給しております。以上です。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） ご質問にお答えいたします。予算書 35 ページに予防費、予防接種委託料 525 万円の減額の理由についてであります。主なものは、子宮頸がんワクチンの減になっております。これは接種者の中で副反応と疑われる症状が発生しましたため、平成 25 年 6 月専門家会から積極的勧奨を控えるというふうな見解が出されています。現在もその見解は続いておまして、国からの指導もあり、町では積極的な勧奨を控えているところでありまして、そのため子宮頸がんワクチンの予防接種が大幅に減になったものでございます。以上です。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。自己居住用建物等の助成でございますが、今回 1,000 万円の減額をお願いをしたところ。助成率が 15%から 10%になったというのも一因かもしれませんが、全制度におきまして 1,000 件程度の助成をいたしてきております。その関係もございまして、かなり需用を満たしてしまっているのか、そして上限額を世帯単位で設定をしております関係で、上限額に達しても助成を受けることができない世帯が増えてきたのかなといったようなところがまあ大きな理由として考えられるのではないのかなというふうに思っております。

今年度の今のところの実績でございますが、件数にして 200 件にまだ届いておりません。そして金額も 900 万円程度の見込み、現在の実績ということで、決算見込みといたしまして 1,000 万円の減額をお願いしているところでございます。以上です。

- 議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。
- 議長（野口 俊明君） 大森 正治君。
- 議員（7番 大森 正治君） だいたい了解しましたが、最初の基金の積み立てについてですけれども、ふるさと納税等収入が多かったということの説明を中心にされましたけれども、大部分の額ですね、それは不用額の発生によるものだろうというふうに考えましたが、そのへんの点ですね、これだけの不用額というのは当たり前だというふうにお考えなのか。ですから基金もこれぐらい積むのは当然と考えていらっしゃるのか。あるいはどうなのかですね、それは問題があるかもしれないと。まあ、問題があるというふうには思われなと思いますけれど、この程度の不用額というのはどうなのか。私としてはかなり多いかなというふうにも思うんですが。まあ毎年出ているものと言われるかもしれませんが。どのようにお考えですか、その点。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 大森議員がおっしゃるとおり、事業が実施してなくて不用額が出ている分もあると思っております。それにつきましては、事業ですね、先ほど説明しましたようにできるものとできないものとありましたので、その部分で浮いたものにつきましては、予備費か積み立てるかしか3月段階になるとできませんので、積立金のほうに回したものの、それから予備費のほうに積んでいるものもありますけど、そういうような形で整理させていただきということでございます。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。はい、他に質疑ありませんか。
- 議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。
- 議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） 28ページでですね、施設修繕料が今回660万8,000円ということで出ておりますか、社会福祉施設、これはどういうところの修繕を今から見込まれているのかということをお尋ねしたいです。
- それからもう1点は、45ページでですね、補助金及び交付金の大山町誘致企業等事業拡大支援交付金608万4,000円というものが計上されておりますが、これはどういう経緯のなかでこれだけの金額が出てきたかということをお尋ねいたします。
- 社会教育課長（手島 千津夫君） 議長、社会教育課長。
- 議長（野口 俊明君） 手島社会教育課長。
- 社会教育課長（手島 千津夫君） 社会福祉施設と書いてありまして、なかなか分かりにくかったと思います。中身は大山公民館の隣りにあります老人福祉センターという建物でございます。2月22日かなり大きな南風が吹きまして、この時の風の影響で天井の防水幕がはがれてしまいました。その関係で雨漏りが2カ所出てきたということも含めて大至急に修理をせんといけんということで計上させてもらったものでござい

ます。それからそれだけでなく、もう 1 点ありますのでよろしくお願いいたします。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 保健福祉センターなわにつきましても修繕が若干あります。ここに合わせて出てきますので報告させていただきます。

保健福祉センターでは非常用バッテリーの交換が 2 万 8,000 円、地下スポーツ場の電灯交換が 2 万 5,000 円、一部外壁が壊れておりますのでその補修で 7 万 5,000 円、計 12 万 8,000 円の要求をあげているところです。以上です。よろしくお願いいたします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。大山町誘致企業等事業拡大支援交付金についてでございますが、これは大山にあります豪円湯院という温泉施設に対します補助金でございます。大山町では企業誘致に関しまして、立地の業態あるいは規模等に応じまして、さまざまな助成制度を設けておりますが、その一つでございまして、こうした企業立地があった際に固定資産税、納付済みの固定資産税相当分を 3 年間にわたり助成するといった要綱を定めております。当初予算との段階にこの固定資産税額の確定がなかったために補正予算でお願いをするといったことで今回の補正の機会にお願いをするというものでございますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 今の野口議員の質問にもちょっとダブりますけれども、28 ページ、社会福祉施設費の施設修繕料 660 万 8,000 円です。概要説明には大山老人福祉センター屋上防水修繕 648 万円とありますけれども、残りの 12 万 8,000 円の説明をお願いしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） あっ、これについては今もう済みました。持田課長より。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） いや、残りの 12 万 8,000 円の部分ですけれども。

○議長（野口 俊明君） この中に持田課長が 12 万 8,000 円あるということで残りがそれでした。説明済みです。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 分かりました。では 30 ページです。同和対策施設費の報酬で中高ふれあい文化センターの館長報酬 273 万 7,000 円が全額落とされています。この間に何人ぐらいにあたられたのかということと、今後の見通しをお聞きしたいと思います。

31 ページ、障がい者福祉費の負担金補助及び交付金の鳥取県型重症心身障がい児者

等支援事業補助金 335 万 3,000 円で当初予算から全額落とされていますけれども理由をお聞きしたいと思います。

併せて障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金が 44 万 9,000 円の減額となっていますけれども理由をお聞きしたいと思います。

併せて強度行動障害者入居等支援事業補助金 60 万 5,000 円が当初予算から全額落とされていますけれども理由をお聞きしたいと思います。

それから児童福祉総務費の報酬 6 万 5,000 円の減額です。子ども・子育て会議の報酬は 1 回あたり 5 万 6,700 円だったと思っておりますけれども、なぜ 6 万 5,000 円の減額なのかお聞きしたいと思います。

それからその下の臨時職員賃金の放課後児童クラブ 193 万円の減額です。当初予算から 2 割以上もの減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

33 ページ、保育所費の臨時職員賃金の大山きゃらぼく保育園が 537 万 9,000 円の減額となっていますけれども、理由をお聞きしたいと思います。

一番下の保育所広域入所児童委託料 98 万円の増額ですけれども何人で延べ何カ月分なのかお聞きしたいと思います。

36 ページ、し尿処理費の補助及び交付金の合併処理浄化槽設置補助金が 388 万 1,000 円減額となっています。当初予算から見れば約 7 割の減額となっていますけれども理由をお聞きしたいと思います。

38 ページ、農業振興費の報償費の射撃練習奨励金 35 万円が全額減額となっていますけれども前回もお聞きしたかと思いますが、再度理由をお聞きしたいと思います。

負担金補助及び交付金の果樹共済掛金農家負担助成補助金 60 万円の減額です。当初予算から見れば約 29%の減ですけれども、理由をお聞きしたいと思います。

併せて就農条件整備事業補助金 105 万円の減額と、魅力ある中山間特産物等育成支援事業補助金 130 万円の減額の理由をそれぞれお聞きしたいと思います。また畜産業費の委託料養父市の水運搬委託料 58 万 4,000 円の全額を落とされた理由もお聞きしたいと思います。

40 ページ、名和 3 期地区農業競争力強化基盤整備事業負担金 1,500 万円の理由をお聞きしたいと思います。併せて中山 3 期地区農業競争力強化基盤整備事業負担金 1,250 万円の理由もお聞きしたいと思います。

42 ページ、林業振興費の賃金の松くい虫等防除事業 120 万円ですけれども全額落とされた理由をお聞きしたいと思います。

46 ページ、道路新設改良費の役務費、登録手数料 30 万円です。全額落とされた理由をお聞きしたいと思います。

47 ページ、公有財産購入費で町道夕陽の丘神田線 283 万 5,000 円です。全額落とされた理由をお聞きしたいと思います。

52 ページ、学校管理費の負担金補助及び交付金の全国大会等出場旅費等補助金 52 万 1,000 円の追加ですけれども今後も全国大会等開催されることを見込んでの追加補正なのかお聞きしたいと思います。

55 ページ、文化財費の賃金の退休寺第 1 遺跡発掘調査事業 224 万 5,000 円の減額ですけれども、理由をお聞きしたいと思います。

○人権推進課長（松田 博明君） 議長、人権推進課長。

○議長（野口 俊明君） 松田人権推進課長。

○人権推進課長（松田 博明君） 最初にありました 30 ページの中高ふれあい文化センターの館長報酬の減額に伴う関係のご質問でありました。館長の、新たな館長の就任について何人ぐらいあたってたのかということでございますが、退職以降数人の適任な方ということで、数名の候補者、適任者をいろんな情報を仕入れながら、実際やりましたが、そのなかで実際、直接お会いをしてお話したのはお二人です。で、お二人とも一旦お断りのご返事をいただいたんですが、再度そのうちのお一人についてはお願いをしまして一応内諾をいただきましたので、この 4 月からは館長として就任をいただける予定となっております。以上です。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） お答えいたします。31 ページ、鳥取県型重症心身障がい児者等支援事業補助金の皆減でございますが、これは昨年生活介護事業で 4 名、短期入所事業で 1 名の実績と同額を今年度も予算に計上させていただきましたが、これら 5 名の方の状態が変わりまして、別のサービスのほうに移行されましたので、この事業に該当する方がどなたもおられるなくなったということで、全額落とさせていただくことにさせていただいております。

それから障害者グループホーム夜間世話人事業、昨年 3 事業所に対して助成をしておりまして、当初予算にあたりましてもう 1 件の申請があるということで 120 万 5,000 円組ませていただきましたが、この 1 件が実際は出てきませんで、このたび 44 万 9,000 円落とさせていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

強度行動障害者入居等支援事業補助金でございますが、1 件の申請の予定がありまして当初予算 60 万 5,000 円組ませていただきましたが、今年度申請がなくなりましたので、全額落とさせていただくということでございます。よろしくお願ひいたします。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） それではご質問にお答えします。まず 31 ページの子ども子育て会議報酬でございますが、これは報酬を支払うことができる委員さんが 4 人と少なかった、見込みより少なかったということで不用額を減額しております。

次に、放課後児童クラブの臨時職員の賃金の減額でございますが、夏休み、冬休みの長期休業中に学校支援員の方に児童クラブに入らせていただきまして、対応していただいたということが大きな原因でございます。

それから次に 33 ページの臨時職員の賃金の減額でございます。特に大山きゃらぼく保育園でございますが、大山きゃらぼく保育園では 0 歳児の途中入所、当初から予定をして職員の配置もするんですけれども、その 6 カ月以上の、6 カ月からの幼児の途中入所が予定よりも遅かったということがあります。それから夕方保育の利用者が、昨年までは園児全体の 42% の子どもが使っていたんですけども今年度は 6 から 13% の園児しか使っていないということ、それから一時保育の利用者が昨年度 423 人だったんですが、今年度は 179 人程度ということで利用者が少なくなったということが一番大きな原因でございます。

それと 33 ページの一番下の広域入所児童の委託料でございます。人数的には当初見込んでおりました 7 人から見込みは 17 人ということで 10 人増えております。月数につきましては、出入りが非常に激しいので一概に言えませんが、増としましては、だいたい 26 月の増、ただ減がありまして一人減と 22 カ月の減というのもありまして、ちょっと単純計算できないので、そういう報告にさせていただきます。以上です。

○水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） 失礼します。36 ページのし尿処理費合併処理浄化槽の設置補助金の 388 万 1,000 円の減額でありますけれども、当初この浄化槽の設置の補助ということで 10 件の設置ということを見込んで当初予算を組んでおりました。3 月初めの現在で 4 件の設置ということでありまして 388 万 1,000 円の減額をしているという状況であります。以上です。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） まず 38 ページの射撃練習奨励金の 35 万円の減額でございます。これにつきましては、県の単県補助事業ということで射撃練習とそれから 3 段銃の技能講習というものがございまして、技能講習については補助金のほうで組んでおりました。で、散弾銃の練習、射撃練習についても県のほうは、補助金のほうでという対応をとということでございましたので、報償費のほうについては全額減額をさせていただいて散弾銃との技能講習と合わせて練習部分についても補助金のほうで今回は広報をいたしましたので、報償費のほうを減額させていただいたところでございます。

続きまして果樹共済掛金の農家負担助成補助金の減額 60 万円でございます。これにつきましても当初予算の段階では果実部のほうからの要望という形で出てきた金額が

207 万円でごございましたけども、実際に 20 世紀梨の老木等の廃園もございましたし、それから加入勸奨はされましたけども、加入できる方の約 9 割ぐらいまでは加入いただいておりますけれども、100%加入がなされなかったという実績に基づいての減額でございます。

続きまして就農条件整備事業でございます。これは新規就農の方がハウス等を建設されるということで予定をしておりましたけどもまあ 2 件の方については、予定の機械等を導入されましたけども、1 件の方がビニールハウスの設置について今年は断念をされるということがございまして減額をしたものでございます。

続きまして、魅力ある中山間特産物等育成支援事業でございます。これも同じくでございます、当初はだいたい 2 名の方がハウス等を実施したいということをお願いしておりましたので、予算化しておりましたけども、今年のハウス建設が無理だということになって不用額が出たものでございますので、今回減額をしております。

畜産臭気関連の養父市への水の運搬ということで当初業者さんをお願いをして養父市から処理水を運搬をする予定でございましたけども、使う量も少なくということもございましたので直営で町の職員のほうで養父市のほうに取りにいったということになりましたので、全額減額をしたところでございます。

それから県営事業の関係で名和 3 期、中山 3 期、それぞれ畑かん事業、今実施をしているわけですが、今回県のほうは当初事業費ベースで全体で 3 億 5,000 万ということで、当初を見込んでおりましたけども、県営事業のなかで国のほうからの配分が 1 億 1,000 万円分の事業費が国からつかなかったということがございまして、最終的には 2 億 4,000 万の事業になったということで、それに伴います町負担の 25% 部分を今回減額させていただいております。

続きまして林業費の関係でございます。賃金で 120 万円減額としております。これはナラ枯れが被害が非常に増えていっているという状況のなかで被害調査についても当初は県の補助金が当てれるという見込みでございまして、臨時的な方を雇って被害調査をしようということで 120 万組みましたけども、最終的には補助の対象にはならないということもありまして、農林水産課の職員全員が出まして調査に当たりましたので、直営で実施したということで賃金 120 万減額をしたところでございます。以上です。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） 46 ページ道路新設改良費の役務費 30 万円の減額でございます。これは町道事業におきまして登記する際に、司法書士さんに依頼する案件が発生した場合のために計上させていただいていた予算でございますが、本年度その案件が発生しなかったということで減額をさせていただくものでございます。以上でござ



います。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 公有財産購入費の町道夕陽の丘神田線につきましてでございますが、実は次の補償補填も同じ理由になります。この事業につきまして 26 年度におきまして、測量設計を行ってまいりました。事業の進捗等によりまして、用地買収並びに工事実施は 27 年度で行うということになりました関係で 26 年度予算は減額をさせていただき、当初予算におきまして改めてお願いをさせていただこうというものであります。以上です。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） 52 ページ、全国大会等出場旅費等の補助金についてでございます。これは中学生の中国大会、全国大会、これスキーでございますけれども、既に 1 月末の中国大会、それから 2 月初めの全国大会、行われたものについて、町の補助金規定に基づいて申請がございましたのでこのたび追加で補正予算を計上させていただいたものでございます。以上です。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 手島社会教育課長。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 失礼いたします。55 ページ上段です。退休寺第 1 遺跡発掘調査事業の作業員賃金が 224 万 5,000 円減額になったということにつきましてでございます。退休寺第 1 遺跡発掘調査は、本調査として実施してはいますが、今現在もまだ進行中です。進行中ということでお分かりになるように、これがですね、この 3 月いっぱいまでで終わりそうにないということがございまして、今月中の賃金を確保したうえで来年度にも新たな形で予算を渡していただくという格好の予定をしております。その関係で、移行するものの金額等と余りそうなもののへんを減額させていただいたという中身でございます。よろしく申し上げます。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 何点かについて再度お聞きします。まず合併浄化槽の設置ですけれども、10 件の見込みが 4 件だったと。かなりのものによっては高額かと思っておりますけれども、なかなか今の経済状態で向かえない方もあろうかと思っておりますけれども、実際しなければならぬのに、まだしていないであろうという世帯ほどの程度あるのか、もしつかんでおられればお聞きしたいと思います。

それから 47 ページの公有財産、夕陽の丘神田線の件ですけれども、何故 27 年度にしなければならないのか、差し支えがなければお聞きしたいと思います。

それから 52 ページの全国大会等の旅費補助金ですけれども、これはまあ他の保護者さんからですね、実際今の答弁だと立て替えをされているのかなというふうに思いますけれども、子どもにクラブ活動させたいのに実際そのあたりが大変だという声を以前聞いております。なかなか制度上難しいのかもしれませんが、行く前にですね、ある程度出せれるような仕組みが作れば保護者さんの負担も少ないのかなというふうに思いますけれども、そのへんが制度的に出来るかどうかお聞きしたい、以上です。

○水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） 合併処理浄化槽の関係につきましてでありますけれども、集落排水事業、公共下水道事業のそのエリア以外でありましたら、まあ合併処理浄化槽ということで設置補助を出しておるわけでありまして、これはどうしてもしなければならぬというのではなく、任意のものであります。

それとこの戸数でありますけれども、ちょっと今手元に資料何もありませんので、それは把握しておりませんが、平成 23 年度からの設置の申請ほど持ってきておりました、平成 23 年度には 7 件、24 年度 2 件、25 年度 6 件、26 年 4 件というような推移であります。ちょっとこれまだ自分のところも広報とか足りんのかなというぐあいに思っておるところでありまして、来年度に向けては広報もやっていかないけんというぐあいに考えておるところであります。以上です。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 私、先ほど観光商工課長とだけ言いましたが、福留観光商工課長兼大山町地方創生本部事務局長。

○観光商工課長兼大山町地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 続いて失礼いたします。なぜ 27 年度に用地買収等を延ばすかということでございますが、ご承知のとおり用地買収におきましては、地権者さんという相手のある話でございます、今回設計用地測量等を行って該当の地権者さんを調査しましたところ、かなり広範に散逸なさっている土地もございまして、そういった調査等に想定以上の時間を要したというような事情もございまして、ご容赦いただきたいと思っております。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） 先ほどの圓岡議員さんが仰られたような保護者の声ですけれども、このたび初めてお伺いしました。で、予算が無いなかでということでありまして、あらかじめ枠を想定で枠を作っておくということ、あるいは予備費流用ということ考えられるかと思うんですが、やはり県大会で県代表になって出場するということ、なかなか事前に予測がつきにくい部分もございまして、そういったことは少し難しいのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 45 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 45 号 平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 歳入でですね、891 万円の補正前の額は 1,268 万ですか、ですので相当の額の補正がやられておりますが、この取り組みについてですね、どういう取り組みの仕方であらうかというところが得られたかということをお聞かせいただきたいなと思ったりしますけど。

○人権推進課長（松田 博明君） 議長、人権推進課長。

○議長（野口 俊明君） 松田人権推進課長。

○人権推進課長（松田 博明君） ただいまの質問にお答えいたします。今回の補正の大半ですね、繰り上げ償還が非常に大きくなっております。これにあたりましても、その状況としては滞納繰越のかなりある方が、面談やいろんなことで話をしながら、せっかくなので一括償還したいということで、一括償還されたケースもありますし、ある程度残も少なくなってきた、このぐらいなら一括でも返済をしたいということで現年分まとめて一括償還というようなことがありまして、26 年度で一応 4 件、一括償還がありましたので、890 万という額になったところであります。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 46 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 46 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 3 ページで、使用料、水道使用料が、現年度分が 91 万 2,000 円という減額になっておりますが、これはどういうこと、見積りが、最初の当初のですね、見込みが間違っていたか、それとも、何かどういう理由でかということとですね、それから雑入のところで町有財産の共済金が入っておりますが、これはどういうなかからこういうことが出てきたかということをお尋ねいたします。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） 失礼します。使用料につきましてですが、これ大山地区の簡易水道、4 簡易水道でありまして、平成 26 年度から料金改定を行いまして、それで料金が改定になったわけでありまして、その当時の、その時の料金、25 年度末に組みますその水道使用料に対して議員おっしゃるように少しちょっと甘く見過ぎていたのかなという感覚でおるところであります。

それと次の雑収入で 49 万 6,000 円の災害共済金のほうが入ってきておるところでありますけれども、これ赤松の簡易水道のほうで落雷がありまして、警報装置とかが壊れました。その災害共済金ということで入ってきたお金であります。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 47 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 47 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 48 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 48 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 49 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 49 号 平成 26 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 3 ページでですね、後期高齢者保険料、この中で全体的には 439 万 8,000 円の減額になっておりますが、現年度分が 973 万 7,000 円の特別徴収が減額になって普通徴収が 533 万 9,000 円増えております。これは入れ替わったのかと言うぐあいには思ったりしますが、439 万 8,000 円、相対的に 439 万 8,000 円も当初の計画からずれているという、少ないというようなことはですね、どのようなことから見込み間違いだったのかなというぐあいには思ったりしますが、そのへんはどうでしょうか。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。この保険料につきましては、この算定につきましては、後期高齢者の広域連合のほうの予算見込み額が基で、こちらの特別会計のほうに計上しております。

連合会のほうの全体の予算の枠のなかで大山町に振り分けられた形での予算配分となっておりますので、今回の補正につきましても、その実績によります補正ということでご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 50 号

○議長（野口 俊明君） 次に議案第 50 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 4 ページの第 2 表で財政安定化基金貸付金 3,600 万円を借りざるを得なくなったわけですが、これについての原因というのはどういふふうに見られているのかお聞きしたいと思います。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） ご質問にお答えいたします。介護保険料は年々増加の一途をたどっています。今年度も 4 月当初より前年実績を上回るペースがずっと続いてきております。この内容分析しましたところ、いわゆる施設入所費にかかる給付額が非常に増大している。特に老健に係る部分が非常に大きく伸びているところであり、その内容につきまして、さらに細かくみますと最近特に胃瘻専用の老健ができているところであり、ここに入所される方が増える傾向にありましてこちらの関係の支出が増大しているというのが顕著なところであり、以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑はありませんか。ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

質疑の途中であります、ここで休憩いたします。再開は 15 時 55 分といたします。休憩いたします。

午後 3 時 45 分休憩

午後 3 時 55 分再開

#### 議案第 51 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。休憩前に引き続き議案の質疑を行います。

次、議案第 51 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 5 ページでですね、500 万円の汚泥処分手数料が減額になっておりますけれども、これまあ適正な汚泥処理をされてですね、減額になったかということとですね、6 ページでですね、機能強化対策事業測量委託料が全額減額になっておりますが、これはどういうわけかということになっているかということをお尋ねいたします。

○水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） お答えします。まず 5 ページの汚泥処分手数料でありますけれども、集落排水事業であります、17 処理区の処理場があります。その処理場の一つの処理場に対してどのようなこの委託料があるのか、汚泥の処分をしていくのか、それと消耗品がいくらいるのか、とかという当初予算で計上していくわけです。それでどうしても年度末になりますとそれらの 17 処理区の処理場のやっぱり一つ一つの処理場のほうで、処分をしないというわけにはなりませんので、それらがどうしても残ってきまして、どうしても手数料につきましてかなり大きな金額で残ってくるというところがあるところとあります。

次の 6 ページの機能強化対策事業の測量設計委託料の 600 万円の減額でありますけれども、これは平成 26 年度に下水の処理場の集落排水処理場のほうの機能強化ということで、国の農政局のほうに要望、それと採択の申請ということをやってきました。その申請をやってきたなかでですね、まず処理場の施設全体をみながらコンクリート施設とか、それと機械器具、それと軽装装置、そういうものの更新ということも含めてやってきたわけでありまして、コンクリート構造物のほうも劣化が進んでおるわけでありまして、機械器具の更新ということが、機械器具、これも壊れてしまつたらもう即修繕をしなければ浄化はできないわけでありまして、そういうことになるとある程度の年数を経



たり、機械の様子を見たりして更新とするということでこれもこの採択の申請の中に入れて要望してきたわけでありまして、機械器具の方に対してなかなかこの採択できるということが農政局のほうが、これできないということがありまして、そっちのほうの協議のほうにてこずっておりました。それで 26 年度のほう、時にはこの委託は止めて 27 年度のほうで再度行うということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 52 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 52 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 53 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 53 号 平成 26 年度大山町風力発電事業特別

会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」「9番」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） これ売電収入が、42万2,000円減額ということになっております。それでですね、保守点検委託料が43万2,000円減額ということですね、売電収入が減額になった分、この保守点検委託料が減額になるというような感じを受けるわけでございますけれども、これ保守点検委託料の契約の仕方ですね、こういうことになるのか、それともなんか流れのなかでたまたまこういう数字が整うような数字が出たかということをちょっとお尋ねいたします。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたします。委託料の減額でございますけども、これは保守点検業務の委託の入札減でございます。それと今回通信運搬費等合わせた金額が42万2,000円の減額となっております。こちらの収入のほう、売電収入のほうでこれを逆に調整しているということでございます。よろしくお願いたします。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 入札はいつされましたか。

○議長（野口 俊明君） もう少し大きな声で言ってください。戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたしました。入札が4月に行っています。4月1日の契約でございますので。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 4月1日、26年の4月1日のが今減額が出たという補正予算ですか。ああ、そうですか、分かりました。

○議長（野口 俊明君） いや、それで質疑は？

○議員（9番 野口 昌作君） いや、4月1日というのがなんですので。

○議長（野口 俊明君） 今、確認ということですね。はい、他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 54 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 54 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 55 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 55 号 平成 26 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 歳入の部分ですね、諸収入、雑入、3,079 万円のところ 1,500 万、1,546 万減額になっておりますが、説明ではですね、日曜日とか正月にですね、お客入りが悪かったということの説明を受けましたが、それだけなのかなというふうに思いますが、そのあたりの説明をお願いします。

○観光商工課長兼大山町地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長兼大山町地方創生本部事務局長。

○観光商工課長兼大山町地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまのご質問でございますが、今回歳入部分につきまして、指定管理納付金、減額をお願いしているわけでございますが、大きな理由が 2 つございます。一つは議員が言われました天候等によりまして、収入が減り、その分利益が減るために利益に応じた

指定管理納付金の額が減る見込みであると、それが1点であります。

もう1点大きなものとしたしまして、事業者によりまして中の原スキー場にも近年1億円単位の設備投資がなされております。こちらの設備の減価償却が始まっておりまして、この減価償却費が前年に比べて増額をするということで、そもそもの利益部分が減っていくということでもあります。減価償却でございますので今年限りではございませんで、設備投資に応じてこの額は変動していくものというふうに思っております。以上です。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） そうですね、30基の人工降雪機ができたわけで、26年度が20基ぐらいできたかのかなと思いますが、そうしますと中の原は中の原の設備費を負担するということになれば、当然その分を中の原の収益から減らざるを得ないと。ホワイトリゾートになってスキー場に生き残りをかけて設備を充実したわけですし、まあそれはよしとしてでもですね、今後将来にわたって、3,000万見込んでおったものが、どんどん減ると。逆に言うとまだ26年度分は減価償却には入っていないのかなと思うわけですが、将来的にどの程度の収入を見込んでおるのかお尋ねします。

○観光商工課長兼大山町地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長兼大山町地方創生本部事務局長。

○観光商工課長兼大山町地方創生本部事務局長（福留 弘明君） ただいまのお尋ねですが、26年度ベースで町営中の原スキー場部分の減価償却費が約2,800万円というふうに聞いております。26年度にも設備投資がございましたので、これがこれ以上に増えていくということでもあります。まあ事業者さんがどういった形で施設を償却していかれるかといったことについては不確定な要素がございますので、何とも言えませんが、一般的に考えればこの額を下回ることにはしばらくの間、ないのではないだろうかというふうに考えております。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 56 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 56 号 平成 26 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、3 月 9 日に会議を開き、残りました議案について質疑を行いますので、定刻午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会いたします。

---

午後 4 時 10 分散会